MITANE
広報
みたね
第52回卒業証
No.97
4月
2014年
自分を磨き輝かせ！
未来に羽ばたけ！みたねっ子
（3月9日　琴丘中卒業式）

平成26年３月
三種町議会定例会

平成26年３月三種町議会定例会が３月４日から13日の会期で開催されました。平成26年度三種町一般会計予算（案）など議案等44件を審議し、原案どおり可決されました。開会初日に三浦町長が施政方針および行政報告を行いましたので、その主な要旨と審議された主な議案についてお伝えします。

施 政 方 針

平成22年５月から約４年間、町民の負託を受け町政のかじ取りを担ってまいりました。これまで常に与えられた責任の重さを感じながら、「行政は最大のサービス業である」という意識のもと、お客様第一主義で住民の皆様の立場に立ちながらやってまいりました。また、弱い立場の人に寄り添うことを政治信条として、町民の生活の向上、そして町の発展に向けこれまで誠心誠意努めてまいりました。

私が就任した平成22年は合併して４年が経過しておりましたが、３地域がお互いを理解し合い、一体化への努力を重ねつつある時期でもありました。そして、それぞれの地域の歴史や伝統、文化を尊重し、各地域の特徴を生かしながら融合とバランスのとれたまちづくりを進めることが大切だと考えこれまで努めてまいりました。

今、この流れは着実に広がりつつあると感じています。

また、「地場産業の積極支援」「行財政改革の推進」「住む人が生き生きと暮らせるまちづくり」「学校教育・生涯教育の推進」「安心して子供を産み育てられるまちづくり」など５つの公約を掲げ、町づくりに邁進してまいりました。成果については決して充分などとは思ってはおりませんが、それなりの手応えは感じております。

この間、国政においては毎年のように内閣総理大臣が交代するという不安定な状態が続き、また、千年に一度とも言われた東日本大震災が発災し、もうすぐ３年が過ぎようとしております。こうした先行き不透明な時代でしたが、自公連立の新政権が誕生し、「３本の矢」に象徴される経済再生のための政策が次々と打ち出されるに至り、世の中全般に明るさが見えてまいりました。町としてもこういう流れを捉えながら、国・県とも連携しながら課題解決に向け積極的に施策を展開してまいりたいと思います。

これからの行政運営では「人口減少社会」への対応があらゆる分野にわたって求められることになります。今後とも持続可能な行財政運営に努めてまいります。

さて、町政を推進し、組織の機能を高めていくためには、職員の資質・能力を向上させることが重要であります。今年度策定した「三種町人材育成基本方針」に基づき、新時代に向けた人材育成施策として、時代の変化や状況の変化に応じて創造性に富む柔軟な人材を育てるため、これまでも実施しておりました研修機関等での研修をより充実させるとともに、人材育成型の人事評価制度の導入に取り組んでまいります。

また、行財政改革大綱及び行財政改革推進計画の取り組みを継続して推進し、合理的で柔軟に対応するための環境を整え、迅速な行政執行体制の確立を目指してまいります。

来年度の財政運営方針について

本町の財政状況についてみますと、合併後の厳しい財政状況に対応した「集中改革プラン」、「行財政改革推進計画」など、集中的な行財政改革等の実施により、合併時の平成18年度と平成25年度決算見込みとを比較しますと、三種町の負債である町債および債務負担行為の全会計における残高は253億円から197億円と約56億円の縮減となる見込みです。逆に貯金である基金の現在高は３億円から38億円と約35億円の上積みとなる見込みであり、現時点では健全な財政状況に転じているものと認識しています。

しかしながら、長期財政見通しでは、普通地方交付税の合併特例加算が終了する時点において、収支不足が見込まれることから、「行財政改革大綱」の着実な実施による安定的な財政基盤の確立が必要となっています。

平成26年度の当初予算編成に当たっては既存事業の見直しによる選択と集中を図り、新規・拡充事業等の財源の確保を基本とし、メリハリのある予算編成をしたところです。

なお、来年度は改選期に当たることから、当初予算については基本的に「骨格予算」としていますが、継続事業を中心に必要な経費は予算措置したほか、本町の諸情勢を念頭に置きながら住民生活に密着した事業を中心に、①住民生活環境施設の整備、②雇用対策事業の継続、③地域特性を活かした産業振興対策、④暮らしの安心確保対策、以上の４分野を重点事業として

位置づけ、地域活性化の推進および住民の安心・安全な暮らしの実現に向け取り組みます。

少子化対策について

秋田県や県内全市町村、秋田県社会福祉協議会等の団体と共同で設立した「あきた結婚支援センター」と連携し、センター登録料の助成や結婚支援サポーターの充実を図るなど、国・県の少子化対策関係補助金等も活用しながら、結婚や子育てしやすい環境整備を進めます。

また、ふるさと回帰支援センターやＮＰＯと連携・協力しながら、移住・定住や二地域居住を推進します。

協働のまちづくりについて

引き続き、元気づくり支援事業により地域の元気づくりに取り組む自治会や団体を支援するとともに、地域リーダーの育成を図るなど、豊かで住み良いまちづくり・地域づくりを進めます。

また、町民の健康づくりを第一としながら、将来的には交流人口の拡大にもつながるよう、皆様のご理解・ご協力を得ながら、三種型クアオルトの確立に向け取り組みます。

秋田県市町村協働プログラムについては、成案化に向け県と連携を密にしながら協働でプログラム作りを進めます。

公共交通関係について

地域住民の足として定着した上岩川地区、鯉川地区の町民バスは、利用者の要望を聞きながら引き続き円滑な運行に努めます。民間の生活バス路線については、利用者の減少から厳しい状況となっていますが、交通弱者にとって重要な交通手段であることから、国・県及び事業者と連携・協力しながら維持に努めます。

また、超高齢社会が到来することを踏まえ、今後の公共交通の在り方について検討します。

広報広聴について

広報みたね、町ホームページや最新の情報をいち早く発信できるフェイスブックなど、メディアの効率的・効果的な活用により広報の充実を図るほか、ふるさとＰＲ大使やふるさと会の皆さんと連携・協力しながら、町内外に町をＰＲします。

また、広聴では旧小学校単位とした自治会長会議の開催や町長への提言、Ｅメール等により意見、問い合わせを受け付けるなど広く住民の声を集めるとともに、真摯に耳を傾けます。

防災関係について

昨年９月16日の水害は、住家や道路等の交通網、農地や農業施設等に多大な被害をもたらしました。

また、秋田県が昨年発表した地震被害想定調査では、日本海沖３連動地震が発生した場合、マグニチュード8.7程度で三種町内では、釜谷地区に甚大な被害が出ることが想定されており、洪水対策と地震対策は三種町にとって最大の課題となっています。

そのため、洪水対策としては、町内に６箇所ある雨量計を集中管理し、迅速な情報の伝達と適切な措置を可能にしたいと考えているほか、防災対策上からも早急に必要となっています三種川監視カメラを設置し、降雨時に河川状況確認の一助とするとともに、インターネットにより住民に情報を提供するサービスを実施したいと考えています。

また、津波対策としては、釜谷地区に秋田県が想定した最大クラスの地震による津波にも対応した新たな避難場所の整備を図るとともに、現状に即した三種町の地域防災計画の見直しを進め、住民の安心・安全と生命を守る対策を進めます。

福祉関係について

加速する少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出などに伴い、家庭や地域で支え合う機能の脆弱化や社会的絆の希薄化が進み、家庭における養育機能の低下、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯などの要援護者が増加を続け、これらに対応する福祉サービスの充実が求められています。

安心して子供を産み、そして健やかに育てていくことができるような子育てしやすい環境づくりに取り組むため、保育料の助成などによる子育て世代に係る費用負担の軽減や、多様化する保育ニーズに対応するため延長保育などを実施し、子育て支援の充実に努めます。

次に、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるようにするためには、要介護状態になることをできる限り防ぎ、要介護状態であってもそれ以上悪化しないようにするほか、高齢期になる前からの健康づくり等による介護予防に取り組む必要があると考えます。

介護保険料の高騰を抑制するという観点からも、介護保険事業計画における生活機能の維持・向上や改善を目指した地域支援事業の推進を図り、地域包括ケアの確立に努めるとともに、高齢者がその豊かな知識を十分に活かすことで、積極的に社会活動に参加することができる健康で生きがいに満ちた活動を支援し、高齢者全体の施策を総合的に推進します。

障がい者福祉においては、障がい者が必要なサービスを利用しながら地域で自立した生活ができるよう、町の支援を基本として、家族、職場、地域等の連携と社会資源を活用した支援体制の確立に努めます。

平成26年度は「第６期介護保険事業計画」、「第４期障がい者福祉計画」、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」および「子ども・子育て支援事業計画」の策定年となっています。

町民が住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができるよう、引き続き町総合計画の５つの基本目標

のひとつである「すこやかに安心して暮らせるまち」を目指し、後期基本計画及び福祉関連計画に基づき地域福祉の充実に努めます。

健康づくり対策について

がん予防対策事業では、平成25年度から、胃がん・大腸がん検診で精密検査が必要となった方に対して、自己負担額のうち３千円を上限として精密検査費用の一部助成を行っています。

これまで町の集団健診等を受診し、精密検査を求められながら、費用等の事由で精密検査を実施しない方が多数おられましたが、この一部助成に伴い延べ70人が受診するなど、健康確認に有効な手立てとなっていることから、平成26年度も引き続き３千円を上限とした一部助成を行い、疾病発見の啓発に取り組みます。

また、平成26年度からは、懸案でありました脳ドック検診費用の助成についても計画しています。実施年度において満40歳から75歳未満の方で、過去５年の間に脳ドック検診の助成を受けたことがない方および脳血管疾患で治療中でない方を対象としています。町と契約した各医療機関で実施に要した検診料の半額、ただし２万円を上限として助成することにより、脳血管障害の発見とその他疾病の予防を図り、健康維持を奨励します。

次に、主に40歳以上の国保加入者の生活習慣病の予防を目的とする特定健康診査では、各地区巡回の集団健診では1,500円、個別医療機関では1,000円を受診者が負担していました。平成26年度からは、その負担額をそれぞれ無料とし、より多くの方が受診しやすい健康づくり環境を整えます。

農林業関係について

平成26年度は、国の新たな農政改革のスタートの年となります。農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題に取り組むとともに、競争力強化のため構造改革をさらに加速化させていく方針です。

農政改革は、農業を足腰の強い産業としていくための政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組みを進めるため４つの柱が提示されています。

第１の政策としては、まず、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるため農地中間管理機構の創設が行われています。

第２の経営所得安定対策の見直しでは、戸別所得補償は、構造改革にそぐわない面があるとして、今回の改革では、米の直接支払交付金や米価変動補てん交付金について、工程を示した上で廃止する一方で、ナラシ対策やゲタ対策によって支援を認定農業者等に限定する方向が示されました。

第３の水田のフル活用と米政策の見直しでは、主食用米の生産に偏重しないように大豆や飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、自らの経営判断で作物を選択する状況の実現を図ろうとしています。米の生産調整については５年後を目処に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進める内容となっています。

第４の日本型直接支払制度では、農地・水保全管理支払を多面的機能支払とし、現行の中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支払の３本立てにより、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援するとしています。

この４つの改革により、農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」をつくることをねらいとしています。

これを受けて、町の基幹産業である農業の振興については、農業の基盤整備を推進し、効率的で足腰の強い経営体を育成し、認定農業者とともに集落営農組織、農業生産法人の育成を図るとともに、青年就農者の育成支援、女性農業者の活力強化、高齢農業者の知恵と経験の発揮・活用の場を大切にしながら、地域農業の発展を目指します。

土地利用型作目においては、稲作の低コスト化を支援していくとともに、水田のフル活用政策が地域で十分取り組めるように、関係機関・団体とも協力しながら取り組んでいかなければなりません。特に、大豆、そばの生産振興を図るとともに、耕畜連携や飼料用米の拡大に向けた条件整備を関係機関に求めていきます。

また、野菜や花卉の生産拡大に向けた機械・施設の導入支援も進めながら複合経営の定着を推進するとともに、じゅんさいやメロン、梅など地域の特色ある産品を核とし、直売所などの施設を利用しながら、都市農村交流や地域農産物や農産加工品の販売促進を支援します。

林業の振興としては、森林の持つ環境保全・健康増進・精神的安らぎを与える場としての機能を高度に発揮し、人間の住環境との融和を図るような森林整備を支援します。これまで整備されてきた貴重な森林資源が多くの人びとに利用されるよう環境整備に努めます。

水産業の振興としては、日本海や八郎湖内水面における漁場の保全と資源保護に努め、付加価値向上を目指しながら、漁業の振興を推進します。

商工観光振興について

商工観光交流事業の推進については、後期基本計画の基本施策「活力にみちた個性豊かな産業のまち」「快適で安全な生活を支えるまち」の実現を目指して、新年度重点事業と定めた雇用対策推進事業の継続と、

地域特性を活かした産業振興対策および暮らしの安全確保対策を中心に実施します。

雇用対策推進事業の継続については、日銀秋田支店２月県内経済概況発表では「緩やかに回復している」とされていますが、４月の消費税率の引き上げ反動に伴う景気の落ち込みが危惧されており、企業の経済環境の改善のため、商工会や金融機関などと連携を強め、雇用や設備投資等で実績のある地域雇用創出推進事業や、町内消費の維持拡大を図る地域振興商品券発行助成事業、マル三と小口融資の中小企業融資資金利子補給制度などを継続し実施します。

地域特性を活かした産業振興対策については、観光ビジョン・アクションプランにより「三種町にヒトとカネを移動し、賑わいを創出する」を目的に、情報発信の拡充を進め、周辺市町や観光協会と連携し広域的に事業を進めます。

また、新年度には国民文化祭とアフター・デスティネーションキャンペーンが開催されます。特に国民文化祭では、キルトフェスティバルと地歌舞伎の祭典が町内で開催されますので、町を訪れる観光客の増加が見込まれます。観光協会と連携し、サポート事業や観光客受け入れ勉強会などを実施します。

じゅんさい振興事業では、三種町森岳じゅんさいの里活性化協議会が活動の中心となり、農林水産省の食のモデル地域育成事業を活用し、ＪＧＡＰじゅんさいの生産と営業活動を中心に実施して、生産者等の収入のアップを図ります。

体験観光のグリーン・ツーリズム事業は、観光の中心となる事業と位置付けています。実施主体の三種町グリーン・ツーリズム推進協議会と連携し、新年度事業計画「田舎ぐらし大学」事業を支援します。

スポーツ・ツーリズム事業の推進については、三種町スポーツ・文化合宿等誘致推進事業において着実に成果と実績を上げています。新年度は新たに連泊する合宿チームの宿泊費の負担軽減を図り、宿泊施設等と連携し交流人口の拡大を進めます。

暮らしの安心確保対策につきましては、地方消費者行政活性化基金を活用し、講演会を開催するとともに、啓発冊子の配布等による活動を行いながら、消費者被害の未然防止を図る取組を実施します。また、基金事業終了後においても消費者行政強化のための取組を推進します。

建設事業関係について

平成21年度から実施してきました「三種町住宅リフォーム助成事業」につきましては、町民の消費を促し、町内業者の振興を図るとともに、居住環境の向上を図るため、平成26年度も事業を継続します。

次に、交通環境整備につきましては、各自治会からの要望事項に対応した生活関連道路や側溝等の整備、更には傷んだ道路舗装の補修などを実施します。

なお、平成26年度は町単独による事業のほか、国庫補助事業である「社会資本整備総合交付金事業」および「秋田基本射撃場周辺道路改修事業」を活用します。

まず、「社会資本整備総合交付金事業」では、道路ストックの点検として、幹線道路の路面性状調査と町内の道路標識の点検調査を実施するほか、平成25年度において実施した路面性状調査の結果を基に、志戸橋外岡線舗装補修工事の実施設計を行います。また、冬期間の安全通行のため、富岡大曲４号線の国道７号交差点付近への防雪柵を設置するための実施設計を行うとともに、平成25年度に引き続き除雪機械を１台更新します。

次に、「秋田基本射撃場周辺道路改修事業」では、じゅんさいの館から石倉山を経由して中野までに至る路線の舗装補修工事の実施設計を行います。これらの補助事業で設計した工事につきましては、次年度以降に年次計画を立てて進めます。

また、町営住宅事業につきましては、平成25年度で公営住宅長寿命化計画の策定が完了することから、それに基づいて円滑な更新や計画的な修繕を行い、町営住宅の長寿命化を推進します。

上下水道・温泉事業について

簡易水道事業および水道事業につきましては、施設設備の老朽化に対応し、交換等を実施しながら、安定した水道水の供給に努めます。

生活排水処理対策事業につきましては、公共下水道・農業集落排水への加入促進と合併処理浄化槽の設置促進を行い、水質保全と生活環境の向上に努めます。

温泉事業につきましては、施設設備の老朽化や料金収入の逓減に対応するため、設備改修を図りながら、安定した供給と経営に努めます。

琴丘総合支所関係について

はじめに、旧琴丘公民館跡地等利活用についてですが、昨年12月17日に利活用検討委員会から提出された報告につきまして、早期に庁内プロジェクトチームを立ち上げ、将来の方向性について検討したいと考えています。

次に、みたね鯉川地区交流センター運営委員会および旧上岩川小学校校舎利活用協議会については、地域住民交流を深めるために日々活動しておられることに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。今後とも施設の維持管理を含めさまざまな形で支援したいと考えています。

なお、橋本五郎文庫が昨年実施した「母への手紙」入賞作品を製本するための助成を考えていますが、現在「宝くじ助成事業」にも補助申請していることから、採択された場合には、財源内訳を変更し事業を進めます。

ＪＲ鹿渡駅駐輪場整備については老朽化が著しい鹿渡駅駐輪場の三分の二を解体し、残る駐輪場を改修塗装し、駅前の環境整備を図ります。

学校教育について

新学習指導要領が平成23年度の小学校に続き、平成24年度は中学校で全面実施されています。「生きる力」を育成する、という基本理念のもと、知識や技能の修得をとおして「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に育むこととしています。子どもたちが夢や希望をもって、たくましく成長していくよう、学校と家庭、地域、行政がしっかり連携、協力し「児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばし、生きる力を育てる学校教育」を大きな柱に位置付け「知・徳・体」のバランスのとれた子どもの育成に取り組みます。

これら目標達成のために、教育環境の整備では、耐震補強工事として下岩川小学校校舎を、平成25年度に予算措置し、平成26年度へ繰り越し実施することで、町内小・中学校の耐震化率100％を達成する見込みとなっています。また、各中学校のトイレ洋式化や、小・中学校の冷暖房工事、湖北小学校体育館改修工事等を実施し、安全で安心な学校教育環境の整備を図ります。

次に、保護者等への支援策としては、①スクールバスの運行、②遠距離通学費援助、③入学・卒業時の祝い品支給等と併せ、給食費においては、小・中学校在学第３子以降の無料化により、子育て支援の充実を図ります。

また、地域の豊かな環境と人材を活用した、ふるさと学習、体験学習をとおして、豊かな心を育む道徳教育の充実に努めるとともに、健やかな心身を育成するためスポーツに親しみ、体力の向上を目指す取り組みの機会充実を図るなど、スポーツ少年団や部活動の活性化のための条件整備にも努めます。

次に、国際理解の促進と国際交流の推進を図るとともに、外国語教育の充実のため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を２人体制とし、学校教育をはじめ生涯学習の場での活動を展開していくこととしています。

特別支援教育については、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすため、個々のニーズに応じた適切な支援にあたることとし、生活支援員を対象児童・生徒の在籍校へ配置するとともに、不登校児童への支援として、保護者からの相談や学校へのアドバイス、自立支援教室を開設する、特別教育支援員の配置も引き続き予定しています。

学校給食につきましては、今後とも食の安全・安心に細心の注意を払うとともに、食育や地産地消を推進するほか、アレルギー対応食についても個々の状況に応じた給食の提供に努めます。

社会教育について

平成24年度からの５カ年を計画期間として「第二次社会教育中期計画」が策定されており、これを基本として諸事業を推進します。計画では、「豊かな心と文化を育む生涯学習の町」を目指して、住民一人ひとりが生涯にわたり学習活動に取り組み、健康で充実した人生を送ることができるよう、社会教育施設の環境整備をすすめ、活動の場を提供しながら、生涯学習の振興に努めることなどを重点目標としています。

また、関係団体の育成とともに、町民祭やみたね大学の開講による生涯学習や芸術文化の振興、各地域スポーツクラブの支援、体育協会での各種スポーツ大会の開催による生涯スポーツについても、一層の推進に努めます。

最後に、今年10月に本県で開催される「第29回国民文化祭・あきた2014」については、当町では「キルトフェスティバル」ならびに「地歌舞伎の祭典」の開催に向け、各企画委員会で検討を加えながら、現在出品・出演の募集をしているところです。今後、運営の詳細についてさらに関係者との協議を重ね、祭典のムードを高めながら三種町を全国にＰＲする絶好の機会と捉え、成功に向けて鋭意努力します。

結びに

私はよく職員に話ししていますが、「皆さんは行政マンとして政策を企画立案出来る立場にあります。どうか、持てる力をフルに使って、町民の皆様に『夢と希望』を届けられる施策や業務の遂行を是非お願いしたい」そして、こうも言っています。「役場が変われば町が変わる。一番金のかからない地域興し！」と。

三種町は合併して今年、９年目に入ります。この町には海・山・川・湖沼・温泉・広大な農地や山林など地域資源が豊富です。また、町民の皆様も大変な底力を持っていると思いますが、この持てる力をどういう方向に向けるかが行政の役割であると思います。

町発展のためこれからも真っ直ぐ、力強く全力を出して進んで行く覚悟です。これからも難しい町政運営が求められると思いますが、倫理観を高く保ちつつ、情熱と判断力を失うことなく頑張っていきたいと思います。

町民の皆さんが「住みたいまち、住み続けたいまち、誇りに思うまち」と思えるようなまちづくりを目指して、全身全霊で取り組みますので、町民の皆様ならびに議員各位の更なるご支援・ご協力をお願い申し上げ、平成26年度に向けた施政方針とします。

行 政 報 告

行財政改革の取組状況

行革大綱に基づく行財政改革推進計画に沿い、担当課でそれぞれ行革推進に向け作業に着手していますが、今年度は公共施設の在り方基本方針の策定を重点事項として検討を進めており、課長等で組織する行財政改革推進本部と、民間委員による行財政改革推進委

員会の中でそれぞれ数回にわたり議論してきたところです。

公共施設の在り方基本方針につきましては、現在も継続して検討を重ねており、年度内には最終的な基本方針の策定を取りまとめたいと思っています。

ふるさと納税について

今年度のふるさと元気づくり基金事業への寄附金は、２月末現在で20名の方から合わせて436,822円の寄附があり、これまでの寄附総額は、2,919,222円となっています。また、現在寄附の申込みをされている方も数名おり、年度内には単年度で50万円、総額で300万円を超える見込みとなっています。寄附の申込みをされる方が年毎に増加しており、本制度についてより効果的な周知を図るとともに、その趣旨に多くの方から賛同いただけるよう期待しているところです。

電算システム共同化事業について

県内12町村で進めている電算システムの共同化について、本町関係では財務会計や人事給与、文書管理などの内部情報系システムと税務申告システムが既に共同化されていますが、基幹系システムの本格的な共同化は本年９月１日の予定であり、現在作業を進めているところです。同システムは、直接住民サービスに係わるものであることから、秋田県町村電算システム共同事業組合および委託業者と連携を密にしながら、住民サービス向上のため慎重に進めます。

三種川監視カメラ設置計画について

昨年９月16日の台風18号による豪雨は、本町に甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。

この時の反省から、降雨時における河川状況監視の必要性を痛感したところですが、職員が常時巡回し監視することは現実的でないことから、監視カメラの設置を計画したところであり、降雨時に河川状況確認の一助とするほか、町民への情報提供という観点から実施するものです。計画概要は、三種川の上流６箇所に監視カメラを設置し、本庁舎内にコントローラー、モニター、記録装置を設置、また、インターネットを利用することにより住民が河川状況を確認できる内容となっています。

未来づくり協働プログラムについて

本町はいち早くプログラムづくりに取り組み、県と協議を続けてきましたが、未だに成案に至っていないところです。この間、町・県・アドバイザーの微妙な考え方の相違からプログラムの見直しを余儀なくされました。また、今年度に入ってからは、「じゅんさい情報センター」、「クアオルト」、「サンドクラフト」の３本を柱にプログラムづくりを進めてきましたが、プログラムの一部を別途国庫補助事業で実施することとなったことから、再度事業の見直しが必要になったところです。

今後はクアオルトを大きな柱にじゅんさい情報センターも絡め、県と協働でプログラムづくりを進めます。

北海道ふるさと会について

新たに北海道みたね会（仮称）を結成するため、東京みたね会の設立を参考に準備を進めているところです。

準備にあたっては、八竜会の外崎会長ならびに琴丘会の近藤会長をはじめ役員の方のご理解・ご協力を得ており、今月18日にふるさと会設立準備委員会を開催し、11月に設立総会を開催の方向で、具体的な進め方等について協議する運びとなっています。

新しいふるさと会には、多くの町出身者の方からご参加いただきたく、広報みたね２月号で北海道在住の町出身者をご紹介くださるよう呼びかけていますが、特に山本地域出身者につきましては、北海道ふるさと会がなかったことから把握できない状況ですので、改めて町民の皆さまのご協力をお願いするところです。

クアオルト研究会について

これまで、８回におよぶ研究会の開催を通して、事業展開の方向性を検討するとともに、５つの健康ウオーキングモデルコースを設定し、実際に体験したり、先進地である上山温泉クアオルト協議会の冨士副会長を招きアドバイスをいただくなど、先進事例を勉強してきました。

１月末には、研究会のメンバーが第４回温泉クアオルト研究会in田辺・熊野に参加し、地域資源を活かした健康保養のまちづくりを学ぶとともに先進地の方と交流を深めたところです。また、２月16日には、研究会の勉強を兼ねながら「三種型クアオルト健康ウオーキング大会」を開催し、町民の方にクアオルトを体験してもらい、ご意見をいただいたところです。

この後、研究の成果を報告書にまとめ、さらに研究を深めながら町民の健康づくりと交流人口の拡大を図れるよう進めたいと考えています。

三種町消防団出初式について

１月４日、琴丘総合体育館を主会場に団員365名が一堂に会して行われました。当日は、各地区での行進およびパレードを行い、会場を総合体育館に移してから、安全祈願祭、観閲式に引き続き式典が行われ、県知事表彰、県消防協会長表彰など、111名の団員と４の優良夜警団、23の無火災分団に、それぞれ表彰状と感謝状が贈呈されました。関係者は、今年も町民の財産と安全を守るため、その心構えを新たにしたところです。

赤ちゃん誕生祝い金の支給について

今年度は２月末までで、第２子が30人、第３子以降が12人、併せて42人の方に誕生祝い金を贈呈させていただきました。

この後、３月に第２子３人の方に祝い金を贈呈させていただく予定となっていますので、今年度は第２子が33人、第３子以降が12人、計45人で支給額は1,020万円になる見込みです。

灯油購入費助成事業について

去る１月21日に1,252世帯へ申請のご通知を致したところ、２月14日現在で986世帯から申請があり、助成費493万円の支給を行ったところです。

高齢者世帯等除排雪支援事業について

今年度の支援決定世帯は、２月20日現在で544世帯となっています。内訳は琴丘地域が220世帯、山本地域が216世帯、八竜地域が108世帯です。

この内、１月末までで除排雪支援を実施した延世帯は、琴丘地域が602世帯、山本地域が550世帯、八竜地域が235世帯の計1,387世帯で、利用時間数は4,585時間となっており、助成額は490万5,950円となっています。

農林関係について

はじめに、２月13日に三種町農業再生協議会が開催され、平成26年産米の生産数量目標および水稲作付目標の配分方針などが決定されています。来年度の生産数量目標は、１万9,901トンで、本年度と比べて553トンの減となり、慣行栽培の基準単収は、10ａ当たり570kgで、前年比ではプラス１kgとなっています。これを面積換算にしますと、水稲作付面積目標が3,491.4haとなり、前年比では103haの減少となります。

また、これを当町の全水田面積に換算しますと、数量目標配分率は前年比1.7％減の59.7％となり、転作の配分率は40.3％と、前年より1.7％増加されました。これにより対象農家に対し配分通知を発送しています。

これを受け２月20日から25日までの日程で、全町53箇所を会場に、農業関係集落座談会を開催し、平成26年産米の生産数量の配分方針と、昨年末に示された国の大幅な農政転換の内容である「経営所得安定対策と米政策の見直し」などについて丁寧な説明に努めて、その周知を図っています。

次に、昨年の台風18号により被害を受けた農業生産施設の復旧支援についてですが、パイプハウスや農機具等の農業生産施設の復旧に対する被災農家への補助金の決定状況は、農機具17件、パイプハウス５件、合計22件で、国・県・町の総額で189万２千円となっており、２月下旬に被災農家へ支給しています。

また、農地・農業用施設災害については、12月議会定例会でご報告したとおり、農地災害130カ所、ため池や農道等の農業用施設災害145カ所、合計275カ所で被害額４億2,200万円となっていますが、国の査定を受けたところ70カ所が補助災害復旧事業の対象となり、事業費は３億4,430万５千円となっています。補助率は激甚災害に指定されていることから農地が96.1％、農業用施設が99.4％と高率になります。

なお、災害査定の対象とならなかった農家については、三種町災害復旧支援事業費補助金交付要綱により、町が被害確認した地区について、農家自らが行う復旧工事を、直営と請負のいずれも対象にして補助率70％により対応します。

商工観光関係について

デスティネーションキャンペーン効果については、ホテル等町内観光関係者への聞き取りでは、影響が少ないという結果でしたが、物産販売のイベント参加では成果があったという意見もあり、現状についての検証を行いたいと考えています。

町の関連事業としては、「三種三十六景フォトコンテスト」と、町内事業所協賛の「ちょこっとキャンペーン」を開催しています。フォトコンテストには県内外から、２月末までに100点の応募があり、この後各賞の選考を行う予定です。応募作品についてはポスターやパンフレット等に使用し、今後の町の観光振興に役立てたいと考えています。ちょこっとキャンペーンは、11月１日から１月31日までの開催期間中応募総数が1,822件となっています。これまで３回の抽選会を実施し、当選者に三種町のご当地プレゼント等を発送しています。町内事業所の協力も得られたほか、応募件数とアンケート回答が多く、手応えを感じたイベントとなっています。

また、平成26年度は国民文化祭とアフター・デスティネーションキャンペーンが開催されますので、よりよい企画となるよう内容を検討します。

次に、三種町森岳じゅんさいの里活性化協議会の事業については、県の食農観ビジネス重点支援地域形成事業と、農林水産省の食のモデル地域育成事業を活用し、じゅんさいの匠養成講座をはじめ、お菓子や料理開発、じゅんさい物語冊子づくり、ホームページの構築などを進めています。じゅんさいの匠養成講座は、11月より５回開催し、２月14日に認定式を行い、15名のじゅんさいの匠が誕生しました。今後、じゅんさいの魅力を伝える伝道師としての活躍を期待しているところです。

第２回じゅんさい全国会議を、２月22日に秋田市で開催しています。今回は「秋田のじゅんさい」としてより広くＰＲしようと、北海道から石川県まで４生産地から参加をいただいています。町内からは、三種町森岳じゅんさいの里活性化協議会会員ほか、ＪGAP

じゅんさい生産者や、じゅんさい音頭推進協議会の方がたが参加し、基調講演とシンポジウム、じゅんさい踊りなどのフェスタを開催したほか、全国の生産地との情報交換や、テレビや新聞によるＰＲをすることができました。

ＪＧＡＰじゅんさい生産者の追加募集では、９名の申し込みがあり、２月26日と27日に第三者機関の審査を受け認定される予定で、ＪＧＡＰじゅんさい生産者数は合計で27名となります。今後もＪＧＡＰじゅんさい生産者の拡大をめざします。ＪＧＡＰじゅんさいの販売は、昨年から開始しておりますが、農産物直売場じゅんさいの館とグリーンぴあでは、ＪＧＡＰじゅんさいが１kg単価200円から300円アップの1,600円から1,700円で販売することができました。また、農協出荷のＪＧＡＰじゅんさいも、一般じゅんさいより、１kg単価150円アップで、農家へ追加払いがされると報告されています。いずれも、ＪＧＡＰじゅんさいにより価格のアップを図ることができましたので、新年度も生産者や農協等と協力し、営業などにより価格アップを図ります。

教育委員会関係について

児童・生徒の減少に伴う、学校の在り方について協議をした「学校検討委員会」からの答申が、２月24日、教育委員会に出されております。検討委員会では、今後の児童・生徒数の推移、地域の実情把握、町の財政状況等をもとに、子どもたちの育成のためには教育環境を整えることが重要であり、①ある程度の学校規模の整備を、保護者や地域住民に十分配慮しながら進める、②統廃合となった場合の交通手段として、スクールバスの運行、③地域での活動や社会体験学習において、学校・家庭・地域の連携が希薄にならないよう、地域住民の理解と協力を得るなどが示されています。また、平成20年に策定された「学校再編整備計画」を基に今後対応されることを望む、としています。

次に、三種町スポーツ文化栄誉賞については、２月22日、スポーツや文化活動に優れた成績を挙げた、個人や団体に栄誉賞を授与いたしました。今年度は、教育委員会賞では、スポーツ部門で22個人、４団体が、文化部門では、７個人、１団体が、奨励賞として、スポーツ部門で14個人、文化部門で４個人が、特別賞として、全県少年野球大会で準優勝した、八竜中学校野球部が受賞しています。なお、当日は受賞者を代表して、全県中学校総体スキー男子アルペンで総合優勝した、八竜中学校３年見上竜さんから、「今回の成績は自分の力だけでなく、たくさんの人の協力があったからこそ。高校では野球で甲子園に出場し、またこの賞をいただけるよう、日々精進していきたい。」と謝辞が述べられています。

審議された主な議案等

●専決処分の報告　公用車走行による浸水波事故に係る相手方家屋等の損害賠償に関する件
●三種町職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定
●三種町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
●消費税および地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
●三種町下水道条例の一部を改正する条例の制定
●三種町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定
●三種町障がい程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定
●三種町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
●三種町奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定
●三種町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定
●三種町過疎地域自立促進計画の一部変更
●平成25年度三種町水道事業会計資本余剰金の処分
●平成25年度三種町一般会計ほか各特別会計の補正予算に関する議案　10件
●平成26年度特別会計への繰入に関する議案　4件
●平成26年度三種町一般会計ほか各特別会計予算に関する議案　12件

【一般会計補正予算の主な歳出】

◇財産管理システム構築委託料	△ 6,016千円
◇琴丘地域拠点センター備品購入費	△ 6,712千円
◇パソコン・ネットワーク機器購入費	△ 4,500千円
◇地域介護・福祉空間整備推進交付金	10,000千円
◇自立支援給付費	25,985千円
◇介護保険事業勘定特別会計繰出金	20,711千円
◇委託児童措置費	△ 3,230千円
◇健康診査委託料	△ 3,600千円
◇定期個別予防接種委託料	△ 8,500千円
◇能代山本広域市町村圏組合負担金	△11,211千円
◇青年就農給付金	△ 3,562千円
◇じゅんさい圃場田等整備事業補助金	△ 5,628千円
◇重点品目産地づくり支援事業補助金	△ 5,927千円
◇温泉事業特別会計繰出金	△ 7,730千円
◇ゆうぱる宿泊棟改修事業費	180,000千円
◇上下水道台帳整備業務委託料	△11,600千円
◇秋田県総合防災情報システム負担金	△ 3,809千円
◇小学校施設改修工事費	△ 4,349千円
◇農地農業用施設災害復旧工事費	258,000千円
◇林道災害復旧工事費	△ 7,791千円

平成26年度当初予算

一般会計 98億1千980万3千円

前年度比 4.1%の減

平成26年度の当初予算（一般会計・特別会計）が３月議会定例会で成立しましたのでお知らせします。

一般会計の歳入歳出予算総額は、98億１千980万３千円で、前年度予算と比較し、４億２千105万２千円（4.1%）の減となっています。26年度は町長改選期に当たるため骨格予算としていますが、継続事業を中心に必要な経費について予算措置したほか、本町の諸情勢を念頭に置きながら住民生活に密着した事業を中心に、①住民生活環境施設の整備、②雇用対策推進事業の継続、③地域特性を活かした産業振興対策、④暮らしの安心確保対策、以上の４分野を重点事業として位置づけ、地域活性化の推進及び住民の安心・安全な暮らしの実現に向けた編成内容となっています。

歳　入

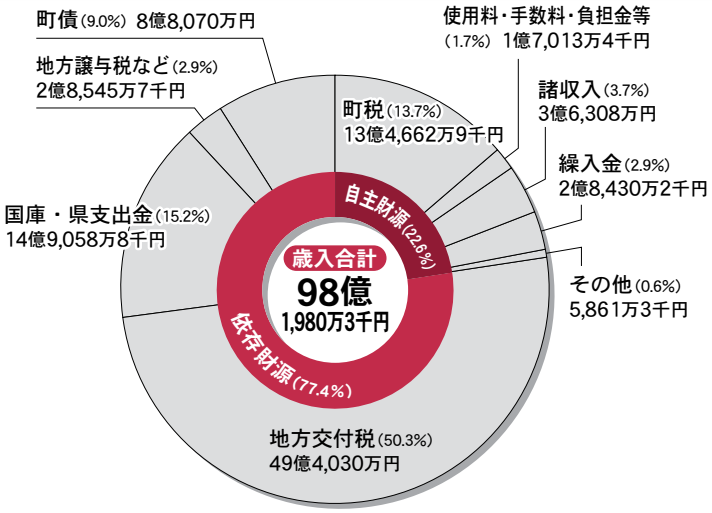

歳　出

【性質別】

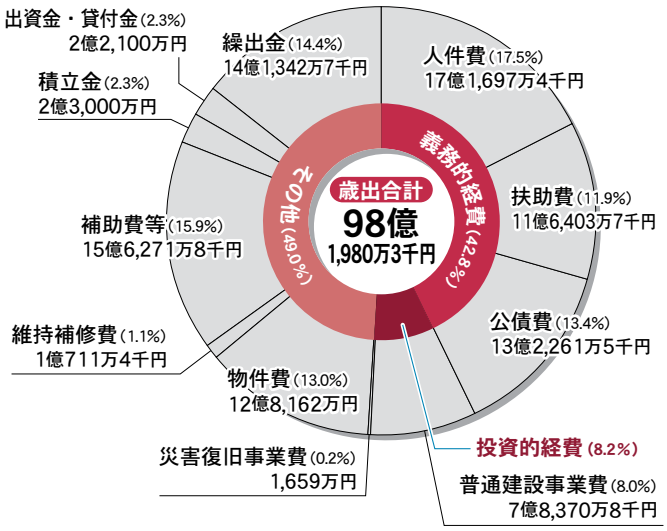

【目的別】

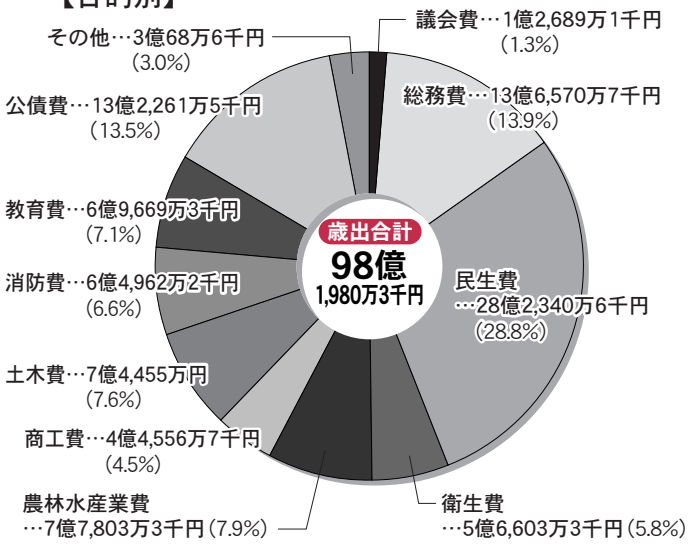

●特別会計

（単位：千円）

会　計　名	平成26年度	平成25年度	増減率
国民健康保険	2,643,265	2,539,776	4.1%
後期高齢者医療	173,834	173,997	▲ 0.1%
簡易水道	216,714	216,816	0.0%
公共下水道	596,831	585,150	2.0%
農業集落排水	157,689	172,455	▲ 8.6%
介護保険	2,727,314	2,619,186	4.1%
介護サービス	27,247	26,334	3.5%
衛生処理	21,298	23,487	▲ 9.3%
温泉	18,187	33,146	▲45.1%
国保診療施設	1	1	0.0%
特別会計合計	6,582,380	6,390,348	3.0%

●一般会計当初予算の推移

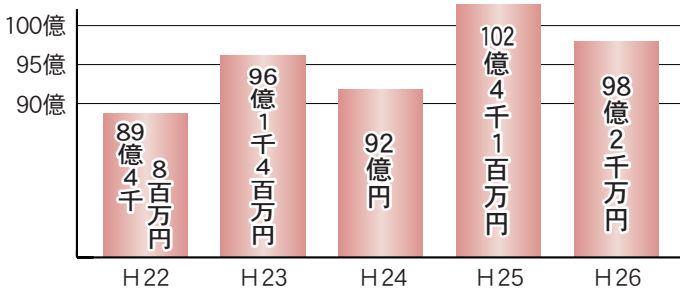

●水道事業会計

（単位：千円）

区　分	平成26年度	平成25年度	増減率
収益的収入	130,657	123,801	5.5%
収益的支出	161,202	136,759	17.9%
資本的収入	33,025	67,890	▲51.4%
資本的支出	74,025	99,450	▲25.6%

平成26年度　町の主な事業を紹介します

新規・拡充事業は『◎』、重点政策事業の住民生活環境施設の整備は『①』、雇用対策推進事業の継続は『②』、地域特性を活かした産業振興対策は『③』、暮らしの安心確保対策は『④』で表示しています。（１万円未満四捨五入で表示）

◆ 環境にやさしく、人と自然が共生するまち

①住宅用太陽光発電システム設置助成事業… 400万円
～住宅用太陽光発電システム設置へ助成します。
①ペレットストーブ設置助成事業…… 100万円
～ペレットストーブ設置へ助成します。
◎　アメシロ駆除事業 …… 71万円
～アメシロ駆除に伴う機器等を購入します。

◆ すこやかに安心して暮らせるまち

④高齢者世帯等除排雪支援事業 …… 1,348万円
～自力での除排雪が困難な高齢者等を支援します。
◎④健康診査事業 …… 3,551万円
～各種がん検診・脳ドック・健康教育・健康相談を充実させます。
◎　赤ちゃん誕生応援事業…… 147万円
～一般・特定不妊治療費を助成します。
福祉医療給付費 …… 2億1,256万円
～中学生まで拡充して給付します。

◆ 快適で安全な生活を支えるまち

再生可能エネルギー等導入事業 …… 1億1,993万円
～防災拠点施設に太陽光発電設備を導入します。
◎④鹿渡駅駐輪場整備事業 …… 61万円
～ＪＲ鹿渡駅前の駐輪場を改修・撤去します。
◎④三種川監視カメラ設置事業 …… 4,320万円
～三種川の水位監視用カメラを設置します。
◎①災害対策費 …… 5,992万円
～防災計画見直しや避難所を建設します。
①町道整備事業 …… 1億2,000万円
～自治会要望に対し、集中して対応します。
除雪機械購入事業 …… 2,930万円
～除雪機械を購入します。

◆ 活力にみちた個性豊かな産業のまち

◎　定住貸家対策補助事業 …… 30万円
～移住・定住希望者用貸家に係る経費を補助します。
農業基盤整備促進事業 …… 2億1,640万円
～暗渠、区画拡大の定額助成を行います。
◎　メロン産地育成事業…… 400万円
～メロン生産振興のための種子購入経費を助成します。
◎　大豆新技術導入等生産性向上事業…… 718万円
～新製剤による防除体系定着のために助成します。
◎　新規就農者経営開始支援事業…… 254万円
～必要な農業機械・施設の購入経費を助成します。
③住宅リフォーム助成事業 …… 1,500万円
～住宅リフォーム工事へ助成します。
②地域雇用創出推進事業 …… 3,000万円
～町内事業所へ雇用創出のために支援します。
③スポーツ・文化合宿誘致事業…… 350万円
～スポーツ・文化合宿等を支援します。
③じゅんさいの里活性化事業 …… 1,047万円
～食のモデル事業、情報センター、ＪGAP認証取得を支援します。

◆ 創造性豊かな文化ときらめく人を育むまち

◎　湖北小学校体育館大規模改修工事 …… 3,686万円
～屋根、外壁等を改修します。
◎　中学校トイレ改修工事 …… 2,285万円
～中学校トイレを改修します。
◎　生活支援員設置事業 …… 2,040万円
～児童生徒の生活支援員を増員します。
◎　外国青年招致事業…… 620万円
～幼保小中学校等への英語指導のため、ALTを１人増員します。
小中学校エアコン設置事業…… 986万円
～小中学校職員室等へエアコンを設置します。
◎　国民文化祭三種町実行委員会補助金…… 552万円
～国民文化祭の開催を支援します。
◎　子育て支援事業（給食） …… 493万円
～町内在籍児童生徒の３人目以降給食費免除や消費税増税分の負担等を行います。

◆ 行財政運営の効率化とまちづくり体制の推進

三種町元気づくり支援事業…… 800万円
～自治会等の団体が取り組む事業に補助します。
◎　個人情報取扱業務ＤＢ構築事業…… 508万円
～個人情報取扱業務データベースおよび住民向け公開システムを構築します。

町民一人あたりの行政サービスを金額にすると、約53万円

一般会計予算を人口18,499人（平成26年２月28日現在）で割った場合の目的別経費はこのようになります。

議会費 6,859円	総務費 73,826円	民生費 152,625円	衛生費 30,598円	農林水産業費 42,058円
議会運営全般	町政全体の運営管理、庁舎維持管理など	福祉サービス、保育園運営など	健康診断、ごみ処理など	農業委員会、農林水産業振興など

商工費 24,086円	土木費 40,248円	消防費 35,117円	教育費 37,661円	公債費 71,497円	その他 16,254円
商工観光振興など	道路整備、町営住宅管理など	消防団活動、防災対策など	学校、文化・体育施設の管理など	借りたお金の返済	雇用対策、災害対策など

三種町長選挙
三種町議会議員一般選挙

告示日　5月13日（火）　投票日　5月18日（日）

これからの三種町の方向性を決める大切な選挙です。候補者を、よく見、よく聞き、よく考えて、必ず投票に出かけましょう。

◆今回の選挙で投票できる方

投票日現在、満20歳以上の方（平成６年５月19日以前に生まれた方）で、平成26年２月12日以前から引き続き三種町の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方。

◆投票時間と投票場所

投票日の投票時間と投票場所は、5月上旬に各世帯に送付する投票所入場券でご確認ください。

※選挙管理委員会で決定後、広報みたね５月号でもお知らせします。

◆期日前投票ができます

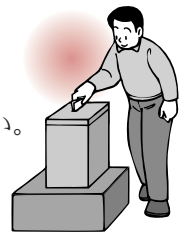

投票日に、仕事や旅行または家庭の都合などで投票できない場合は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票ができる期間は、**５月14日（水）から５月17日（土）までの４日間**です。

○期日前投票所

場　　所	投　票　時　間	投票にあたって
琴丘地域拠点センター	午前８時30分から午後８時00分まで	自宅に郵送される投票所入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめ記入の上、各期日前投票所に持参してください。
山本総合支所		
八竜農村環境改善センター		

◆不在者投票ができます

▪病院等での不在者投票

指定された病院や老人ホームなどに入院、入所されている方で、一定の要件を満たす方は、その施設で不在者投票ができます。希望される方は、早めに施設長に申し出てください。

▪他市町村での不在者投票

仕事などのため他市町村に滞在していて（住所は三種町）、町内で投票できない方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。希望される方は、手続きが必要ですので、早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。

※学生の場合

就学のため親元を離れ町外のマンション、下宿、寮などにお住まいの学生の方は、「生活の本拠」がそちらにあると認定されますので、たとえ住所が三種町にあっても投票はできないことになっています。

◆問い合わせ先　三種町選挙管理委員会（総務課内）　TEL 0185－85－4815

平成26年度
地域雇用創出推進事業

本事業は、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、中小企業基本法第２条の定めに該当する三種町内に主たる事業所又は住所を有する事業所が行う、雇用創出事業並びに新規企業（事業所）等進出の経費に対して補助をする制度で、新たな雇用が見込まれる事業所が助成の対象となります。

なお、**本制度は、予算がなくなりしだい終了します**ので、利用を予定される事業所はお早めにお申し込みをお願いいたします。

詳細については、下記の問い合わせ窓口でご確認ください。

●事業内容

区分	①新規雇用奨励事業	②店舗等増改築事業	③機械設備投資事業	④営業車輌更新事業	⑤異業種参入・新規企業・起業支援事業
支援内容	人材の確保を図るため新たに社員を雇用した事業所に対して支援する。	事業所の増改築を行うことにより、売上げの増加や作業が効率化され、新たな雇用が見込まれる事業所に対して支援する。	新規の設備投資や既存設備の更新により、新たな雇用が見込まれる事業所に対して支援する。	車輌の更新等により、営業活動が拡大されるなど、雇用の拡大が見込まれる事業所に対して支援する。	町内に新たな企業(事業所)を進出した場合、新規に起業した場合及び既存法人が異業種部門へ参入し新たな法人を設立した場合の支援
補助対象	町内事業所が、当該年度に町内に住所を有する新卒者及び離職者の正規社員を雇用する場合は定年に達する前５年以上の者又は非正規社員として、それぞれ１年を超える雇用契約をして採用した場合に助成	店舗・作業場・外構等の事業の用に供する建物等の増改築に要する経費	機械設備の新設及び既存設備と同等以上の設備投資に要する経費	営業活動に必要な新車購入に要する経費	雇用創出を図るため、町内在住者を新規に雇用をした場合**及び町内に新たに事業所を開設した場合**
補助率及び補助額	正規社員の新卒者１人月額３万円、離職者１人月額２万円、非正規社員１人月額１万円とする。ただし、採用月から１人12ヶ月を限度とし支給する。	対象事業費の15％とし、１事業所50万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	対象事業費の15％補助とし、１事業所100万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	車輌本体価格の15％とし、１事業所30万円を限度とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	新規雇用者数１人につき10万円とし、100万円を限度とする。**また、町内に新たな事業所を開設した場合は別に30万円を支給する。**
その他要件	・社員採用時において、過去６ヶ月間に解雇を行っていないこととする。 ・正規社員は週40時間、非正規社員は週30時間以上勤務を基本とするが、これによりがたい場合は、別途協議する。 ・雇用台帳・雇用保険被保険者証の写し	・改修に際しては、町内業者を利用するものとする。 ・店舗や事業所等との併用住宅の場合は、店舗や事業所等の部分について対象とする。ただし、共用部分は事業費を按分するものとする。	・機械設備は町内から購入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、理由を明記する。 **・重機又は大型車輌に類するものについては社名・屋号を塗装等表示するものとする。** ・営業車輌及び事務用機器は対象外とする。 ・機械設備が中古品の場合は、別途協議する。 ・リース契約等による分割支払いの場合は、補助対象外とする。	・営業車輌は町内から購入するものとし、車輌に社名・屋号を塗装等表示するものとする。ただし、これによりがたい場合は、別途協議する。 ・車検証の写し ・リース契約等による分割支払いの場合は、補助対象外とする。	・町外から進出する場合は、本社の納税証明書を添付 ・家族従事者等は雇用者の対象としない **・税務署へ事業開始の届け出をした事業所とする。** **・既存の事業所内に新規事業所を開設し、その区分を明確にできない場合は、開設助成30万円の対象としない。**
	・②～④は、事業の実施前に申請すること。(事業実施後の申請は、補助対象外。) ・税金等及び上下水道料並びに温泉使用料も完納していること。 ・町内に主たる事業所又は住所を有しないものであっても、その事業態様等を勘案し町長が特に認めた場合は補助の対象とする。 ・各事業とも雇用計画書を添付する。 ・②～④までは消費税を含む ・補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。 ・各メニューとも補助の限度額に関わらず、１事業所、年１回の申請となります。				

◆問い合わせ窓口　三種町役場　商工観光交流課商工係　TEL 85－4830
三種町商工会　本　所　TEL 83－3010
〃　八竜支所　TEL 85－2349
〃　琴丘支所　TEL 87－2319
◆補助金申請窓口　三種町役場　商工観光交流課商工係

元気なふるさと秋田づくり顕彰事業表彰

３月５日、山本地域振興局において「元気なふるさと秋田づくり顕彰事業」表彰式が行われ、三種町からは旧上小校舎利活用協議会（渡辺俊吉会長）と、少年不良化防止および少年保護に尽力されている清水喜勝さん（浜田）の１団体１個人が表彰されました。

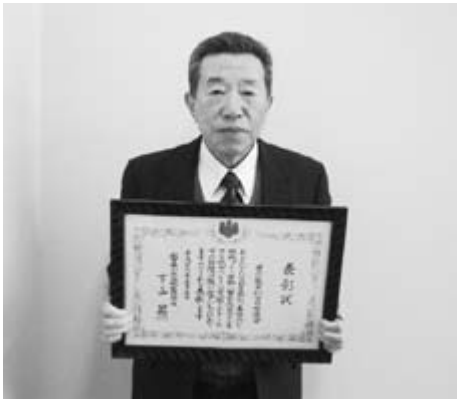

旧上小校舎利活用協議会長の渡辺俊吉さん

旧上小校舎利活用協議会は、平成22年の発足以来、旧上岩川小学校に図書コーナーを開設したのをはじめ、年間を通じて各種教室やレクリエーションを実施。毎年１月には、上岩川小学校の伝統行事として行われていた「ジャンボカルタ大会」も継続して行っており、旧校舎を地域センターとして活用しながら、地域の交流や里山文化の伝承活動などを行っていることが高く評価されたものです。

一方、清水さんは、青少年の非行防止と保護のため、平成５年ごろから浜口小学校校門前で登校してきた児童たちへの声掛け活動を行っているほか、海水浴シーズンになると、釜谷浜海水浴場で巡回活動を行っており、その功績が評価され今回の受賞となりました。

みなさんの日ごろの活動に敬意を表するとともに、この度の受賞に対しましては深くお喜び申し上げます。

今年度も住宅リフォーム助成事業を行います

【対象者および対象住宅】

○町民自らが所有し、居住している住宅（併用住宅の場合は、住居部分のみが対象）

○この事業による助成は、住宅１棟につき１回です。また、同一人に対しても１回です。

【対象工事条件】

○三種町内に事業所を有する法人か町内に住所を有する個人事業者が工事を行うこと。

○工事費用が20万円以上（消費税を含む）であること。

○交付決定後に着手し、当該年度の３月20日までに所定の実績報告書を提出できる工事。

【助成対象工事】

○増築工事（ただし、増築する面積が既存住宅の床面積を超えない範囲）

z工事、修繕工事、補強工事、下水道関連工事、断熱改修工事、気密改修工事、遮音工事。※ただし、土地の購入や造成に係る費用、工事用機械、工具等の購入に係る費用、新築工事は該当しません。

【助成金額】

①工事費用（消費税の額を含む）が20万円以上50万円未満の場合、対象工事費用の15％を補助。

②工事費用（消費税の額を含む）が50万円以上の場合、県事業を優先して実施していただき、工事費用の15％から県の補助金を差し引いた金額（県と町合わせて30万円限度）を補助。

【申請期間および申請場所】

４月１日（月）から建設課

※その他詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先　建設課管理係　TEL 85－4820

県の助成事業「あきた安全安心住まい推進事業」のお知らせ

県では、住宅を建設またはリフォーム等される方に対して、次の事業により補助します。

- ❶住宅リフォーム推進事業
- ❷住宅用太陽光発電システム普及支援事業
- ❸「秋田スギの家」普及促進事業

補助条件などの詳細は、県のホームページ、または県の地域振興局建築課までお問い合わせください。

▶秋田県公式ホームページ
http://www.pref.akita.lg.jp

◆問い合わせ先　山本地域振興局建築課　TEL 52－6103

人事異動

町では、４月１日付けで人事異動を発令しました。

※「琴」「山」は琴丘・山本総合支所の略（　）内は前所属等

総務課 ◆行革推進係主査（行政係主査）門間淳子◆管財係主任（琴・地域振興係主任）石川賢志◆秋田県市町村課派遣（琴・地域生活係主査）高堂智子

会計課 ◆会計管理者兼課長（税務課主席課長補佐兼収納対策室室長）児玉直久◆主席課長補佐兼会計係係長（課長補佐兼会計係係長）岡部衛

企画政策課 ◆主席課長補佐兼情報統計係係長（課長補佐）相原信孝◆情報統計係主席主査（農林課農政係主席主査）木村将来◆企画係主席係長（企画係係長）牧野誠一◆企画係主席主査（総務課行革推進係主席主査）三浦保◆企画係主事補（新採用）三浦みさき

税務課 ◆課長（福祉課長）清水肇◆課長補佐兼賦課係係長（健康推進課課長補佐兼後期高齢係係長）佐々木恭一◆賦課係主査（町民生活課町民係主任）佐々木遂子◆課長補佐兼収納対策室室長（商工観光交流課商工係主席係長）工藤一嗣◆収納対策室主査（山・地域生活係主査）高橋勝栄◆秋田県税務課徴収特別対策室派遣（併任）成田直広

町民生活課 ◆課長補佐（課長補佐兼町民係係長）高橋泉◆町民係係長（消防防災係主席主査）児玉智樹◆課長補佐（課長補佐兼消防防災係係長）相沢文隆◆消防防災係係長（山・地域振興係係長）小松仁

福祉課 ◆課長兼包括支援センター長兼児童館長兼さざなみ苑所長（教育委員会教育次長）加藤正美◆包括支援センター主席センター長補佐（包括支援センター長補佐）宮田世紀子◆課長補佐兼介護支援係係長（介護支援係主席係長）石井靖紀◆課長補佐(課長補佐兼福祉係係長)金子孝◆福祉係主席係長(企画政策課情報統計係主席係長)後藤芳英

健康推進課 ◆課長（農林課主席課長補佐兼農政係係長）青山勇人◆課長補佐兼後期高齢係係長（上下水道課水道係係長）伊藤明彦

保健センター ◆保健センター長（山・主席支所長補佐）岩谷優◆保健センター長補佐(保健センター主席保健師長)小野綾子◆保健センター保健師（新採用）田森菜穂子

農林課 ◆課長補佐兼農政係係長（琴・支所長補佐）佐々木里史◆農政係主査（山・地域整備係主査）川村幸博◆課長補佐兼農地整備係係長(上下水道課課長補佐)高橋善浩◆農地整備係主席主査（総務課管財係主席主査）阿部悟

商工観光交流課 ◆課長補佐兼商工係係長（教育委員会総務学事課課長補佐）吉田正秋

建設課 ◆課長（農林課主席課長補佐兼農地整備係係長）小林政美◆建設係係長（上下水道課水道係主席主査）見上貢◆建設係主席主査（税務課収納対策室主席主査）川村巧◆建設係主事補（新採用）岩谷侑哉

上下水道課 ◆課長補佐兼水道係係長（建設課建設係係長）進藤敦◆水道係主事補（新採用）斉藤俊樹◆課長補佐兼下水道係係長（下水道係係長）近藤光明◆下水道係主席主査（琴・地域整備係主査）佐々木良大

議会事務局 ◆主管兼事務局長（事務局長）檜森定勝

琴丘総合支所 ◆支所長（福祉課課長補佐）川村義之◆支所長補佐（支所長補佐地域生活係担当）伊藤栄政◆支所長補佐兼ひまわりセンター長（教育委員会山本公民館主席係長）櫻庭真弓◆地域生活係主事（企画政策課企画係主事）近藤里美◆支所長補佐（支所長補佐兼地域整備係係長）近藤吉弘◆地域整備係係長（上下水道課下水道係主席主査）島田清信◆地域整備係主査（山・地域生活係主任）三浦丈

山本総合支所 ◆支所長補佐兼地域振興係係長（支所長補佐）工藤伸也◆支所長補佐兼地域生活係係長（地域生活係主席係長）近藤恭子◆地域生活係主席主査（教育委員会総務学事課学事係主席主査）工藤真由美◆地域生活係主事補（新採用）金谷拓史◆支所長補佐（支所長補佐兼地域整備係長）山田幸樹◆地域整備係主席係長（税務課賦課係主席係長）嶋田修一

教育委員会 ◆教育次長（税務課長）嶋田仁

総務学事課 ◆総務係主査（建設課建設係主査）伊藤光樹◆学事係主査（琴・地域生活係主査）高橋恵理子

公民館 ◆山本公民館主査（八竜公民館主査）佐藤潤一

小中学校 ◆湖北小学校主席主査校務員（下岩川小学校主席主査校務員）石井秀人◆金岡小学校主席主査校務員（八竜中学校主席主査校務員）加来久就◆下岩川小学校主査校務員(森岳小学校主任校務員)板倉砂江子◆下岩川小学校主任校務員（山本中学校校務員）岩谷正徳◆八竜中学校主席主査校務員（湖北小学校主席主査校務員）児玉利勝◆山本中学校主任校務員（金岡小学校主任校務員）三浦民晴

保育園 ◆琴保主席保育園長（琴保主席保育士長）平塚直子◆琴保主席保育士長（森保主席保育士長）大村恵子◆琴保主席保育士長（下保主席保育士長）栗山浩子◆森保主席保育園長（森保主席保育士長）小山内秋子◆森保主席保育士長（金保主席保育士長）嶋田しのぶ◆金保主査保育士（琴保主査保育士）笹村直子◆下保主席保育士長（琴保主席保育士長）藤原千鶴子

退職 ◆金子孝蔵（主管兼健康推進課長）◆三浦博美（保健センター長）◆工藤孝子（主席保健センター長補佐）◆三浦亮子（琴保主席保育園長）◆阿部孝子（森保主席保育園長）◆三浦秀隆（琴丘総合支所長）◆大村幸信（建設課長）◆佐藤一（会計管理者兼会計課長）◆佐藤信喜（税務課賦課係主査）◆田中学（総務課主任）◆北林孝典（福祉課主査）出向による割愛

再任用 ◆町民生活課専門監・渡辺優◆教育委員会専門員・高橋均

みたね桜まつり(in東京)開催のお知らせ

東京みたね会は日本橋人形町で「地元物産の紹介・販売」「三浦隆司ボクシング世界チャンピオンの激励会」「お楽しみミニ・コンサート」をセットにした「みたね桜まつり」を開催します。

激励会は三浦チャンピオンが来場予定で、コンサートはゴスペル・バージョンの秋田音頭なども披露されます。

また、じゅんさいスープなどの試食コーナーも開催予定です。お友だち誘い合わせのうえ、おいでください。

【日　時】**４月26日（土）** 12:30～16:30
【会　場】東京都中央区日本橋人形町１－１－17
日本橋社会教育会館ホール　８階
【交　通】日比谷線・浅草線「人形町駅」から３分
半蔵門線「水天宮駅」から５分
【内　容】地元物産販売・試食コーナー　12:30～
三浦隆司チャンピオン激励会　14:00～
お楽しみミニ・コンサート　14:45～

【注意事項】
入場は無料です。試食コーナーは予定数量で終了します。ホール内イベント「激励会」「コンサート」は、収容人数が210名である関係上、当日の先着順で満席になり次第締め切ります。どうぞお早めに！

◆問い合わせ先　東京みたね会副会長　菅原まで
TEL 070－6567－4606

三種町大館能代空港利用促進助成制度のお知らせ

町では、大館能代空港の利用促進を目的に、同空港発着の航空機を利用した方に助成しています。

助成対象運賃（４月１日から）

- 次のいずれかの運賃種別コードが助成対象となります。
  ＢＡ、ＢＫ、ＢＲ、ＣＨ、ＣＳＴＷ、ＣＴＴＷ、ＨＦ、ＫＴ、ＮＣＴＷ、ＯＷ、ＰＴＷＡＡ、ＰＴＷＢＢ、ＳＰ、ＳＰＣＨ、ＳＰＨＦ、ＴＴＷ21Ａ、ＴＴＷ21Ｂ、ＴＴＷ28、ＴＴＷ45、ＴＴＷ60、ＴＷＡ、ＴＷＢ、ＴＷＣ、ＷＴ
- ４月13日搭乗分より対象：ＴＴＷ75
- ＴＴＷＡ、ＴＴＷＢ、ＴＴＷ55、ＴＴＷＥＸ、ＢＸをご利用の方は、企画政策課までご連絡ください。

助成対象者

次のいずれかに該当する方が助成を受けることができます。

①三種町に住所を有する方
②三種町に所在する事業所
③三種町に扶養者を有する学生
※ただし、公費による出張や助成を利用している場合は、受けとることができません。

助成対象期間

平成26年４月１日～平成27年３月31日

助成金額

大館能代空港 ⟷ 羽田空港

①大人 3,000円／席（片道）
②小児 1,500円／席（片道）

申請手順

助成の申請は、次の手順のとおりとなります。

①大館能代空港発着便を利用する。
搭乗券（白色の半券）は申請に必要なため、紛失しないようお願いします。

②助成金交付申請をする。
・申請書に必要事項を記入し、搭乗券（原本）を貼付する。※搭乗券は返却しません。
・窓口（三種町役場企画政策課）へ申請する。
・申請の際、身分証明書を提示する（郵送による場合は、コピーを添付してください。）
航空利用後、30日以内に申請してください（３月利用分については４月10日までに申請してください。）

③申請内容を確認し、後日、口座にお振り込みします。
搭乗者本人以外の口座に振り込みを希望される場合は、口座振込依頼書が必要となります。

地域が元気になる！ 補助金20万円！ 元気づくり支援事業

より元気のある三種町にするため、積極的に、独創的に、効果的に取り組む事業に対して、補助対象経費の10分の９以内（上限20万円）、総額800万円を限度として補助します。

認められる事業、経費

公益性があるもの。環境整備事業、防災事業、福祉事業、教育事業、特産品開発など。（例えば盆踊り、運動会、祭典などの拡充および復活、または新しいイベントの創出。それらのための調査、講習会、視察研修など）
※昨年度採用された事業の継続については、さらなる拡充が必要です。

期　間

事業は、４月下旬から翌年２月末日までに実施してください。

対　象

町内の自治会、老人クラブ、婦人会、ボランティア団体、町内在住者５名以上で構成する団体で、企画立案から実績報告まで責任が持てる団体。

申　請

４月14日までに申請してください。申請期間が短くなっておりますので、申請を検討している団体は早めにご相談ください。申請用紙は町のホームページからダウンロードするか、企画政策課、山本支所、琴丘支所でもらってください。

審　査

４月20日に事業実施計画書を公開で審査して、補助金の金額、交付の可否を決定します。
また、来年３月には実施報告書（添付書類含む）を公開で審査して、補助金の金額を確定します。実施内容が不適切な場合は、補助金を返還させることがあります。

◆問い合わせ先

三種町ペレットストーブ設置費補助金のお知らせ

町では、再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、地球温暖化防止および町民の環境保全意識の高揚を図るため、住宅などにペレットストーブを設置する者に対して補助金を助成します。

補助対象

- 木質ペレットまたは籾殻ペレット等を燃料として使用するものであること。
- 新規品（未使用品）であること。
- 既に設置工事に着手しているものおよび既に設置されたものでないこと。
- 当該年度の２月末日までにペレットストーブの設置を完了し、実績報告書を提出できるものであること。

補助対象者

- 個人の場合は、町内に住所を有するもので自ら居住する住宅にペレットストーブを設置する方。
- 町内に主たる事業所または営業所を有し、当該事業所にペレットストーブを設置する方。
- 自治会のほか、町長が適当と認める団体で町内の活動拠点施設にペレットストーブを設置する方。
- 町税等を滞納していない方。（個人の場合は、本人および同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納していない方。）
- 過去の当該補助金の交付を受けていない方。（補助台数は１世帯、１事業者または１団体等につき１台限り）

補助金の額

- 補助対象経費の２分の１に相当する額とし、上限は10万円。

申込受付

- **申込期間**　４月１日から
- **申込場所**　企画政策課企画係
- **申込方法**　交付申請書および見積書の写し等添付書類を提出してください。
- 予算の範囲内で助成対象者を決定します。助成対象者となった方に交付決定通知書を送付します。

三種町住宅用太陽光発電システム設置費補助金のお知らせ

再生可能エネルギーの利用促進を図り、二酸化炭素を排出しない自然エネルギー利用の普及促進と、地球温暖化防止および町民の環境保全意識の高揚を図るため、町が住宅用太陽光発電システム設置費助成事業の補助金を交付する制度です。

【対象者および対象補助システム】

- 町民自らが居住する町内の住宅に設置する個人または法人で、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定を受け、電灯契約している町民。（ただし店舗・事務所との兼用の場合は延べ床面積の２分の１以上が住居として利用されているもの。）
- 町内に太陽光発電システム付き住宅を購入する方。
- 同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。
- 過去にこの事業による補助金の交付を受けていないこと。
- この事業による補助金は、補助システム１機につき１回。また同一人に対しても１回。

【補助システムの要件】

- 新規品（未使用品）であるもの。
- 太陽光電池の出力が10Kw未満であること。
- 太陽光普及拡大センター（J-PEC）の定めた技術仕様書に適合するもの。
- 電力会社と電灯契約および余剰電力の売電契約を締結できるもの。
- 当該年度の３月20日までに所定の実績報告書を提出できる工事。（変更になる場合があります。）

【補助金額】

- ５万円に補助対象システムの最大出力（単位はKw）を乗じて得た額とし、上限は25万円。

【申込受付】

- **申込期間**　４月１日から
- **申込場所**　企画政策課企画係
- **申込方法**　交付申請書および国補助「補助金申込受理決定通知書」の写し等添付書類を提出してください。
- 予算の範囲内で助成対象者を決定します。助成対象者となった方に交付決定通知書を送付します。

※補助を受けた方には、発電量の報告やアンケート調査などに協力していただきます。

企画政策課企画係　TEL 85－4817

ごみはルールを守って出しましょう

家庭ごみは各地域のごみステーションに出されますが、収集日の違うものを出したり、分別をキチンとしてなかったり、ごみを出す時間を守らずに出したり、町で収集しないものを出したりすると、そのままごみステーションに残り、近隣の方がたに迷惑をかけることになり、衛生上も見た目も好ましくありません。
ごみを出すときは、次の基本的なルールを必ず守ってください。
また、地域のごみステーションは、利用するみんなが協力してキレイにしましょう。

収集日
指定の日に指定のごみを出してください。指定の収集日に違うごみが出されている場合は、収集しません。

時　間
収集日の当日に、午前８時までに出してください。
前日の夜に出したり、時間後に出したりしないでください。

記　名
指定のごみ袋を出す時は、必ず名前を書いてください。名前を書かないと収集しません。

分　別
指定のごみ袋に指定のごみを入れてください。指定のごみ袋と入れるごみが違っていたり、処理の仕方が異なるごみが混入している場合は収集しません。

収集不可シールが貼られたとき
分別がわるい、名前を書いていない、指定された袋以外を使用している、指定の収集日以外に出している等の理由から、シールが貼られて残されたときは、そのまま放置しないで一度持ち帰り、理由を確認のうえ次回の収集日に出してください。

★古　紙★

ダンボール（菓子箱・紙箱も）、新聞紙（チラシ類も）、雑誌（封筒も）など種類別に分け、紙ひもで十字にしっかりと縛ってください。感熱紙、カーボン紙などは「燃えるごみ」に出してください。

四つ折りにして、紙ひもで縛る

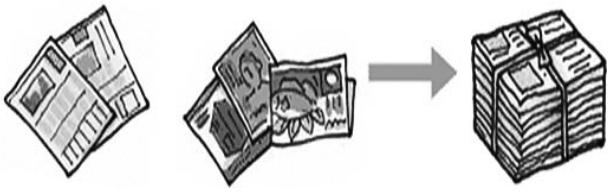

※折込ちらしも一緒にして

折りたたんで紙ひもで縛る

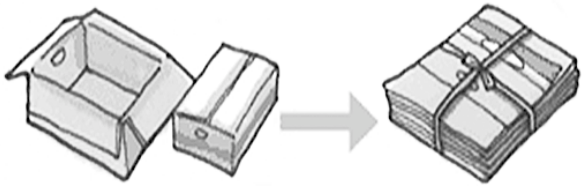

★缶　類★

【燃えないごみの袋に入れて「資源ごみ」へ】
飲食用の缶（ジュース、酒類、缶詰、お茶の缶、口に入る薬品など）が対象です。

資源ごみとなる対象例

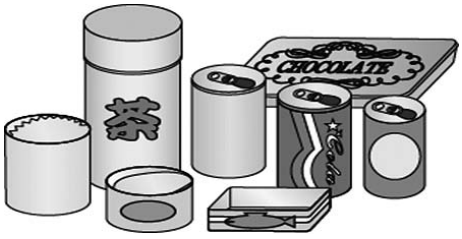

【燃えないごみの袋に入れて「燃えないごみ」へ】
スプレー缶や食用油、調味料、ドレッシング類の入っていた缶などは「資源ごみ」とはなりませんので、「燃えないごみ」に出してください。

カセット式ガスボンベの缶、スプレー缶、エアゾール缶は必ず穴をあけて出してください。

◆問い合わせ先　町民生活課　TEL 85－4833　山本総合支所

★ペットボトル★

【燃えるごみの袋に入れて「資源ごみ」へ】

「資源ごみ」は、このマークのあるペットボトルが対象です。

キャップとラベルをはずし「資源ごみ」として出してください。

【燃えるごみの袋に入れて「燃えるごみ」へ】

このマークがあっても、飲料・酒類以外（洗剤、シャンプー、食用油、調味料、ドレッシング類など）のペットボトルは「資源ごみ」として出せません。「燃えるごみ」へ出してください。

はずしたキャップとラベルは「燃えるごみ」に出してください。

「資源ごみ」へは、キャップとラベルをはずして出します。

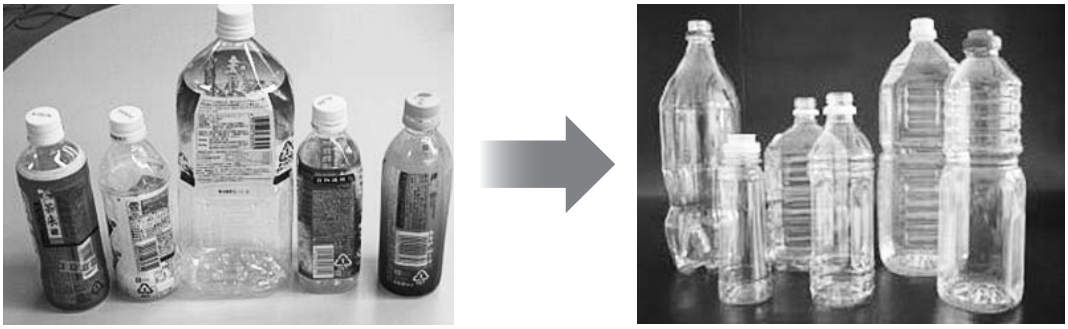

★ビ ン 類★

【燃えないごみの袋に入れて「資源ごみ」へ】

ジュース、酒類、コーヒー、ジャム、口に入る薬品などが「資源ごみ」の対象です。牛乳ビン、ビールビン、一升瓶はなるべく酒屋さんなどの販売店に引き取ってもらってください。ラムネのように、道具を使用しないとキャップがはずせないものは、無理せずそのまま「資源ごみ」に出してください。

資源ごみとなる対象例

【燃えないごみの袋に入れて「燃えないごみ」へ】

食用油、調味料、ドレッシング類、化粧品の入っていたビン、ほ乳ビン、コップや皿などの食器類、急須などの陶器類は、ビンのようにリサイクルすることが出来ませんので「燃えないごみ」に出してください。

割れたビンは危なくないように新聞紙等で包んで、一緒に「燃えないごみ」に出してください。

資源ごみとならないものの例

★缶・ビン・ペットボトル共通★

- 中をすすぎ、カラにして出してください。
- キャップやラベルははずして出してください。
- 缶・ペットボトルは軽くつぶしてから出してください。
- はずしたフタやキャップは、プラスチック製は「燃えるごみ」、その他は「燃えないごみ」に出してください。

作 業 手 順 例

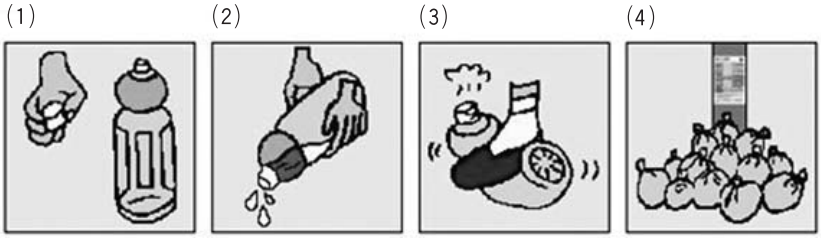

国保からのおしらせ

こんなときは14日以内に届出を！

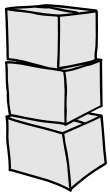

４月は、就職や引っ越しのシーズンです。三種町に住所がある方で、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している方または生活保護を受けている方以外の方は、国保に加入しなければなりません。

次のようなときは、国保の届出が必要です。該当したときから14日以内に届出をお願いします。

●国保に加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの
①他の市町村から転入したとき（職場の健康保険に加入していないとき）	▶転入先に国保被保険者がいて、転入により世帯主が変わる場合のみ、加入者全員の保険証
②他の健康保険を喪失したとき	▶健康保険資格喪失証明書（やめた職場で発行） ▶福祉医療費受給者証 ※倒産やリストラ、雇い止めなど非自発的な失業の場合は「雇用保険受給資格者証」もお持ちください。
③他の健康保険の扶養からはずれたとき	▶扶養除外証明書（扶養していた方の職場で発行） ▶福祉医療費受給者証
④生活保護を受けなくなったとき	▶保護廃止決定通知書
⑤子どもが生まれたとき	▶世帯主の保険証 ※出産育児一時金の対象となる方には、出産後に町から手続きをご案内します。

※厚生年金や共済組合などの老齢年金を受けている方で、その加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上ある方は「退職者医療制度」の対象となります。確認のため①～③の手続きの際は、年金証書もお持ちください。

●国保を脱退するとき

こんなとき	届出に必要なもの
①他の市町村に転出するとき	▶保険証
②他の健康保険に加入したとき	▶国保と職場の保険証（被扶養者の分も含め全員分） ▶福祉医療費受給者証
③生活保護を受けることになったとき	▶保険証 ▶保護開始決定通知書
④亡くなった方がいるとき	▶亡くなった方の保険証 ▶葬祭を行った方（行う予定の方）の預金通帳

●その他

こんなとき	届出に必要なもの
①住所・世帯主・氏名が変わったとき	▶保険証（加入者全員の分）
②保険証をなくしたり、汚損、破損したとき	▶汚損、破損した保険証 ▶身分を証明するもの（運転免許証など）
③就学のため、他の市町村に居住するとき	▶保険証 ▶在学証明書（申請年度に発行されたもの）または学生証の写し

◎上記の届出の際、高齢受給者証をお持ちの方は、保険証とあわせてお持ちください。

◆国民健康保険に関するお問い合わせ先　三種町健康推進課国保年金係　TEL 85－2137

70歳から74歳の方の医療機関にかかるときの窓口負担が見直されます

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上２割となっていますが、特例措置でこれまで１割負担とされていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年４月２日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

平成26年４月２日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月から医療費の

窓口負担が２割になります

（※ただし、各月１日が誕生日の方はその月から２割になります）

対　象　者	平成26年４月２日以降に70歳の誕生日を迎える方 （誕生日が昭和19年４月２日以降の方）
２割となる時期	70歳の誕生月の翌月（ただし、各月１日が誕生日の方はその月）から （例）平成26年４月２日～５月１日に70歳の誕生日を迎える方は、５月の診療から２割負担になります。
ご　注　意	一定の所得がある方は、これまでどおり３割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から２割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年４月１日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年４月以降も医療費の

窓口負担は１割のまま変わりません

（※平成26年３月２日～４月１日に70歳の誕生日を迎える方は、３割から１割になります）

・平成26年４月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対　象　者	平成26年４月１日までに70歳の誕生日を迎えた方 （誕生日が昭和19年４月１日までの方）
ご　注　意	一定の所得がある方は、これまでどおり３割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。
（※平成26年３月２日～４月１日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。）

高齢受給者証の更新について

今回の措置に伴い、４月１日からご使用いただく新しい高齢受給者証を３月下旬に対象者の方々にお送りしています。

医療機関にかかるときは、保険証と一緒に窓口に提示してください。

琴丘総合支所地域生活係　TEL 87－3516　山本総合支所　TEL 83－2115

年金だより

国民年金保険学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限１年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉 118万円＋｛扶養親族等の数×38万円｝

学生納付特例の承認期間は４月から翌年３月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、４月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金保険学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成25年度に保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方へ、３月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成26年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成26年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

年金の受け取りなどの仕組みが一部変わります

- 子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます
- 未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます
- 繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金が支給されます
- さかのぼって障害者特例による支給を受けられます
- 障害年金の額改定請求が１年を待たずに請求できます
- 国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます
- 年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

※制度改正に関する詳しい内容については秋田年金事務所（電話：018－865－2379）へお問い合わせください。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先

秋田年金事務所	TEL 018－865－2399
健康推進課国保年金係	TEL 0185－85－2137
琴丘総合支所地域生活係	TEL 0185－87－3516
山本総合支所地域生活係	TEL 0185－83－2115

介護保険料の特別徴収平準化について

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、４月・６月・８月に「仮徴収」、10月・12月・翌年２月に「本徴収」として納めていただいていますが、収入の変動などで前年度の仮徴収額と本徴収額の差が大きくなっている方がおり、このまま仮徴収を行うと１年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになってしまいます。

そこで、１年間を通じて保険料額ができるだけ均等（平準化）になるように、６月と８月の介護保険料の仮徴収額を変更します。

●「仮徴収」、「本徴収」とは？

仮　徴　収			本　徴　収		
4　月	6　月	8　月	10　月	12　月	翌年２月
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を３回に分けて納めていただきます。		

●「平準化」とは？

仮徴収額は、原則として前年度２月の特別徴収額と同額になりますが、収入の変動などにより、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があり、このまま仮徴収を行うと１年間の保険料天引き額が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになってしまいます。

そこで、１年間を通じて保険料天引き額ができるだけ均等になるよう６月と８月の徴収額を変更し、特別徴収額の平準化を図ります。

※保険料額に大きく差の少ない方は対象となりません。また、平準化を行っても、再度収入が変動するなどして保険料額が変わった場合は、年度内での保険料額の変動が大きくなることがあります。

介護保険料の特別徴収平準化イメージ図

◎仮徴収額が低く、本徴収額が高い場合

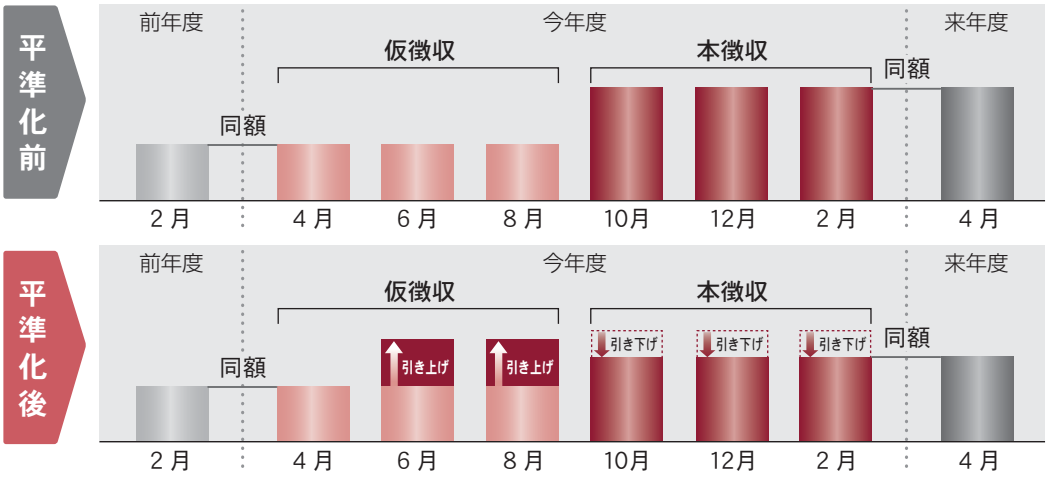

◎仮徴収額が高く、本徴収額が低い場合

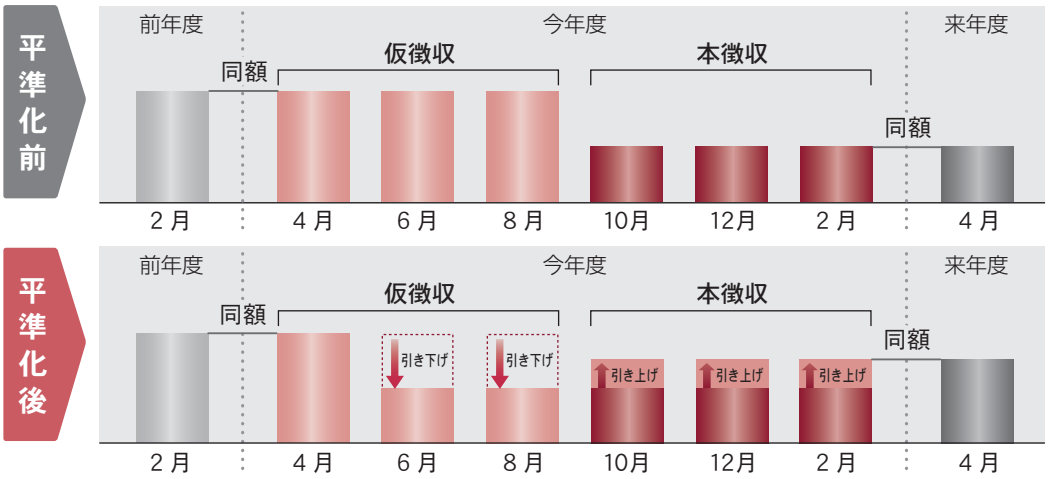

◆問い合わせ先　福祉課介護支援係　TEL 85－2247

4月から下水道および農業集落排水施設使用料が変わります

本町の下水道使用料につきましては、合併３年以内をめどに下水道計画を策定し、その下水道計画に基づいて料金を統一することとしていましたが、平成21年度に水道料金を改定した際、上げ幅の大きい地域もありましたので、下水道使用料改定については先延ばしをしてきたところです。しかし、三種町が誕生して８年となり、いまだ料金統一がなされないのは、不公平であるとの声もありました。このため、公平性の確保と経営の健全化に資するため、今回、料金改定をさせていただくこととしました。

なお、４月１日以前から引き続き下水道等を使用している方の４月分使用料については、これまでと同じ計算方法によります。

●琴丘地域

区分		一般汚水	計量器使用料	口径	使用料
基本使用料	10㎥までの分	1,470円		13mm	126円
				20mm	157円50銭
				25mm	210円
超過使用料	１㎥につき	157円50銭		30mm	262円50銭
				40mm	420円
				50mm	1,050円

琴丘地域については、**平成26年４月から**改定料金表を適用した金額となります。

改定料金表

区分		一般汚水	温泉汚水	計量器使用料	口径	使用料
基本使用料	10㎥までの分	1,512円	1,188円		13mm	92円
超過使用料（１㎥につき）	11㎥～100㎥	151.2円	118.8円		20mm	154円
	101㎥～500㎥	140.4円			25mm	206円
	501㎥～1,000㎥	129.6円			30mm	258円
	1,001㎥～	118.8円			40mm	411円
					50mm以上	1,029円

◆問い合わせ先　上下水道課　下水道係　TEL 85－4822

狂犬病予防注射料金変更のお知らせ

消費税の増税等により、平成26年４月より狂犬病予防注射料金が次のように変更となります。

3,000円（税込）→ 3,250円（税込）

犬を飼っている方には、３つの義務があります。

①お住まいの市区町村に飼い犬の登録をすること

②飼い犬に年１回の狂犬病予防注射を受けさせること

③飼い犬に鑑札と注射済票をつけること

【問い合わせ先】

町民生活課　環境衛生係　TEL 85－4833

山本総合支所　地域生活係　TEL 83－2115

琴丘総合支所　地域生活係　TEL 87－2109

献血50回達成者に感謝状

平成24年度中に献血回数が50回に達成された方に平成26年３月に感謝状が贈呈されました。これまで多くの方がたの命を支えていただいたことに敬意を表するとともに、今後もさらなるご協力をお願いします。

☆保健所長感謝状（献血50回）

櫻庭　鉱悦さん（金岡）・山崎　　均さん（上岩川）

飲酒運転等の状況

	２月中	H26年累計
酒酔い運転	０件	０件
酒気帯び件数	２件	２件
飲酒事故（負傷）件数	０件	０件
飲酒事故（死亡）件数	０件	０件
交通死亡事故件数	０件	０件

全県市町村順位（25市町村中）19位（前月１位）↓

飲酒運転は絶対やめましょう！

●八竜地域

区分		一般汚水	プール汚水	計量器使用料	口径	使用料
基本使用料	10㎥までの分	1,224円30銭	917円70銭		13mm	84円
					20mm	157円50銭
					30mm	252円
超過使用料	1㎥につき	122円85銭	92円40銭		40mm	304円50銭
					50mm	1,323円
					75mm	1,837円50銭

●山本地域

区分		一般汚水	温泉汚水	計量器使用料	口径	使用料
基本使用料	10㎥までの分	1,260円	945円		13mm	63円
超過使用料（1㎥につき）	11㎥～100㎥	126円	94円50銭		20mm	136円50銭
	101㎥～500㎥	115円50銭			30mm	210円
	501㎥～1,000㎥	105円			40mm	262円50銭
	1,001㎥～	94円50銭			50mm	1,050円

料金改定の上げ幅の大きい八竜地域及び山本地域については、下記のとおり経過措置がとられ、改定料金表の適用は平成27年４月からとなります。

平成26年４月分～平成27年３月分

区分		一般汚水	温泉汚水	計量器使用料	口径	使用料
基本使用料	10㎥までの分	1,404円	1,080円		13mm	92円
超過使用料（１㎥につき）	11㎥～100㎥	140.4円	108.0円		20mm	154円
	101㎥～500㎥	129.6円			25mm	206円
	501㎥～1,000㎥	118.8円			30mm	258円
	1,001㎥～	108.0円			40mm	411円
					50mm以上	1,029円

平成27年４月分～

琴丘総合支所　地域整備係　TEL 87－2144　　山本総合支所　地域整備係　TEL 83－2113

行政相談所開設

行政相談委員が、行政機関に対する意見や要望について相談に応じます。

相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

琴丘地域

◆**日時：４月15日**　10:00～12:00

◆**場所**：ひまわりセンター

山本地域

◆**日時：４月16日**　10:00～12:00

◆**場所**：山本公民館

八竜地域

◆**日時：４月16日**　10:00～12:00

◆**場所**：八竜ふれあいセンター

自衛隊幹部候補生採用試験の案内

陸・海・空の幹部要員受付中

大学・大学院等出身者を対象とする幹部自衛官候補者の採用試験があります。採用と同時に陸・海・空曹長に任命され、幹部候補生として教育を受けた後、尉官に昇任し幹部自衛官となります。

今年度、大学生４年生（県内外問わず）を持つご家族の皆さん、受験を勧めてみてください。

【応募受付】４月25日まで

【応募資格】採用時20歳以上26歳未満の男女、22歳未満の者は大卒（見込み含む）
修士課程終了者は28歳未満

【一次試験】５月10日　筆記試験（一般教養・専門科目）

【初任給】214,900円

【問い合わせ・募集要項（願書）請求先】
防衛省 自衛隊秋田地方協力本部
能代地域事務所　TEL 52－0768

八竜砂丘ふれあい農園の利用者募集

利用場所　三種町浜田字大森114
八竜地域浜田の旧実験農場

募集条件　農業者以外の方、営利を目的とした栽培をしない方。

貸付期間　平成26年５月１日～12月31日

貸付賃料　全区画20区画（砂地・黒土）
１区画（120㎡）2,500円

募集期限　４月18日（申込多数の場合は抽選）

申し込み　農林課に申込用紙がありますので連絡ください。

◆問い合わせ先　農林課農政係　TEL 85－4826

三種消防署からのお知らせ

４月１日から救急救命士が点滴やブドウ糖投与などの救急救命処置を行います。

新たに行う処置は救急搬送される15歳以上が対象で
①血圧が低下するなどの重症な方に点滴を行います。
②意識がない方の血糖を測定し、低血糖の場合はブドウ糖液を投与します。

これらの処置を行う救急救命士は、所定の講習を修了しており、医師の指示のもとに実施します。

三種消防署から林野火災の予防についてお知らせします。

三種町では例年、春先を中心に多くの林野等が炎上する事故が発生しており、昨年は約20件の出場がありました。これは春先に空気が乾燥し、強風が吹く中で、枯れ草焼きやゴミ焼きなどが行われることが主な原因で、場合によっては住宅に延焼したり、林野火災に拡大したり大切な財産が失われます。

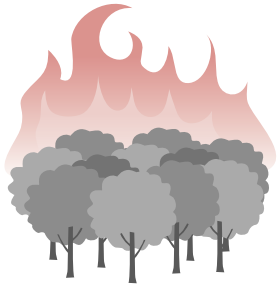

林野火災の多くは、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。

◆問い合わせ先　能代山本広域市町村圏組合　三種消防署　TEL 85－3100

春の全国交通安全運動

【期間】４月６日～15日までの10日間

運動の基本

『子どもと高齢者の交通事故防止』

- 通園・通学時間帯における街頭での交通安全指導
- 子どもと高齢者に対する思いやりのある運転の推進

運動の重点

- の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 横断歩行者の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

春の地域安全運動

【期間】４月21日～25日までの５日間

スローガン

『みんなでつくろう　安心の街』

地域住民が協力して、
安全安心な街をつくりましょう。

運動の重点

⑴自転車盗、車上ねらい、住宅侵入盗などの無施錠被害防止対策
⑵振込め詐欺被害防止対策
⑶子ども見守り活動

想　「暖かな春」

町長　三浦正隆

暑さ寒さも彼岸までとはよく言ったもので、あれだけあった雪もあっという間に無くなってしまいました。

長い冬が終わり、待ちに待った春の到来に、気持ちも自ずと軽やかになります。日、一日と日差しも長くなり、吹く風にも暖かさが感じられます。北国の人々にとって春の息吹は特別なものです。

さて、平成26年度が始まりました。新年度予算の詳細については本誌に掲載されておりますのでそちらに譲るとします。予算の中身を見て頂くとよく分かりますが、本町は“福祉でまち起こし”と言っても良いくらい今年度も福祉事業ではかなり手厚くなっています。高齢者、しょう碍者、子育て世代等それぞれを対象とした事業は種類、額とも相当数あります。それら福祉事業の底に流れている精神は春の穏やかな暖かさに似ています。弱いものに寄り添うという気持ちが根っ子にあります。ただこの「福祉」という言葉は大変身近で、また大変難しい言葉でもあります。

ところで、最近は様々な殺人や傷害などの事件、通り魔的、偶発的な事件も多発しています。人間が生きていく上で大切な他を思いやる気持ちがどんどん社会から薄れていっているような印象すら感じます。この「他を思いやるこころ」というのは福祉を進めていく上でとても大切なことです。家族愛の様な気持ちだとか人間としての情愛だとか、そのような気持ちが根本にあって、そこからいろいろ派生して来るものかと思います。

そういう意味では家族愛についてとても感動した文章があります。「海軍主計大尉小泉信吉」という本ですが、著者は経済学者で慶應義塾大学の塾長でもあった小泉信三さん、戦後は皇太子明仁親王現在の天皇陛下の教育掛も務めました。

昭和16年12月太平洋戦争が始まり、子供の時から憧れていた海軍に志願して戦場に赴く息子信吉に、小泉信三は心残りなく勤務させたいと思い次の様な手紙を手渡します。

「君の出征に臨んで言っておく。

吾々両親は、完全に君に満足し、君をわが子とすることを何よりの誇りとしている。僕は若し生まれ替わって妻を選べといわれたら、幾度でも君のお母様を選ぶ。同様に、若しもわが子を選ぶということが出来るものなら、吾々二人は必ず君を選ぶ。人の子として両親にこう言わせるより以上の孝行はない。君はなお父母に孝養を尽くしたいと思っているかも知れないが、吾々夫婦は、今日までの24年の間に、凡そ人の親として享けうる限りの幸福は既に享けた。親に対し、妹に対し、なお仕残したことがあると思ってはならぬ。今日特にこのことを君に言って置く。(後略)」

信吉さんは昭和17年10月南太平洋において戦死します。父親としての情愛に満ちた素晴らしい手紙だと思います。家族の絆が薄れているといわれる昨今、多くの学ぶべき要素が含まれているように思います。今月もお体を大切に、元気で行きましょう。

山本地区ボランティア協議会からのお知らせ

本協議会では、４月から10月までの第１日曜日を「ボランティアの日」と定め、公共施設のごみ拾い、草取りなど環境美化活動を行っています。

本年度は、10月に「国民文化祭あきた」が開催されます。本町を訪れる多数の方がたを、ゴミのない美しい町で歓迎したいと思っています。

活動期間　**４月から10月までの第１日曜日**

活動時間　**午前６：00～７：00**
（集合時間　午前５：50まで）

活動月日	清掃場所	作業内容	集合場所
４月６日	ふるさと文化館～地域福祉センター	ごみ拾い（あじさい道路）	ふるさと文化館駐車場
５月４日	森岳駅周辺	草取り、ごみ拾い	森岳駅
６月１日	地域福祉センター～ふるさと文化館	草取り、ごみ拾い（あじさい道路）	地域福祉センター駐車場
７月６日	森岳駅周辺	草取り、ごみ拾い	森岳駅
８月３日	惣三郎沼公園	草取り、ごみ拾い	ふるさと文化館駐車場
９月７日	角助沼公園	草取り、ごみ拾い	山本体育館駐車場
10月５日	森岳駅周辺	草取り、ごみ拾い	森岳駅

脳ドック検診費用の一部助成を実施します

平成26年４月１日以降におこなった脳ドック検診費用の一部助成を行います。
脳ドックは、無症候性脳梗塞など、特に症状がみられないまま進行する脳の病気の発見に優れた成果をあげています。高血圧や糖尿病などの危険因子がある方は、一度脳ドックで調べてもらうと安心です。
料金は病院によって、あるいは検査項目によって違いはありますが、４～９万円が一般的です。
希望する日の数ヵ月前に予約しましょう。

対象者

三種町に住民登録がある満40歳から74歳までの方。
ただし、脳血管疾患で治療中の方は除きます。

助成額

各病院の脳ドック料金の半額を助成します。
ただし、20,000円が上限です。

流　れ

①脳ドック費用助成を希望される方は、保健センターへご連絡ください。申請書を記入し、提出していただきます。
②申請書を審査した後、助成金交付決定通知書を送付します。
お手元に届きましたら下記のいずれかの医療機関へ直接電話し、検診日を予約します。
※電話で希望日、氏名、生年月日、住所、電話番号等を病院へ伝えてください。
③検診日当日、医療機関へ助成金交付決定通知書を提出してください。
④医療機関の脳ドック料金から助成額を差し引いた額を自己負担分として病院窓口にお支払いください。

例）脳ドック料金45,000円コースを利用した場合
町の助成額20,000円、自己負担額は25,000円。
自己負担額は、当日、病院窓口にてお支払いください。

【三種町契約医療機関】

病　　院　　名	電　話　番　号	脳ドック実施曜日等
山本組合総合病院（健診センター）	52 － 3111（代表）	毎週 火・木・金曜日
秋田県立脳血管研究センター	018 － 833 － 0115	毎週 月～金曜日
秋田赤十字病院（健康増進センター）	018 － 829 － 5220	毎週 月～木曜日　※１
中通総合病院	018 － 833 － 1122（代表）	毎週 月曜日
秋田厚生医療センター（健診センター）※２	018 － 880 － 3013	毎週 月・水曜日

※１）宿泊ドックのオプションでのみ受診可能　　※２）４月１日より秋田組合総合病院の名称が変更になります。
【注意】ペースメーカ装着者、手術等で体内に外科用クリップ、金属類を入れている方は、MRI・MRAの検査を受けられない場合がありますので検診予約時に病院へ直接お話ください。

一般不妊治療費の助成が始まります

三種町では平成23年度から、特定不妊治療費の助成を行ってきましたが、平成26年４月１日より、一般不妊治療に対しても費用の一部を助成します。

対象となる治療

不妊検査、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精

助成の対象となる方

次の事項のいずれにも該当するご夫婦
①法律上の婚姻をしている夫婦で、不妊治療によらなければ妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
②申請の時点において、町内に１年以上住所を有していること（ただし、単身赴任等により夫婦で住所が異なる場合は、どちらかが町内に住所を有していること）。
③ご夫婦の前年の所得（１～５月の申請にあっては前々年の所得）合計額が730万円未満
④ご夫婦の双方が町税を滞納していないこと

助成の内容

一般不妊治療に直接要した費用のうち、１年度あたり15万円を限度に、継続する３年間助成します

申請手続き

１．書類の提出先
三種町保健センター
２．必要な書類等
①三種町一般不妊治療費助成金申請書（印鑑必要）
②三種町一般不妊治療費助成事業医療機関受診証明書
③医療機関の発行した領収書（写し）
④ご夫婦の住民票
⑤ご夫婦の納税証明書並びに所得証明書
⑥ご夫婦の健康保険証（写し）
※①と②については、役場健康推進課、保健センター、各支所地域生活係にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。
３．申請期間
１年度毎に当該年度の末日（３月31日）まで

予防接種（任意予防接種）費用を全額助成します

助成内容

任意予防接種の種類	助成対象年齢　注１	助成回数	助成金額
水痘（みずぼうそう）	まだ罹患していない１歳～小学校入学前までの子ども	一人につきそれぞれ１回	全　　額
おたふくかぜ			

注１）対象となるのは、接種日に三種町内に住所を有するお子さんです。
注２）水痘（みずぼうそう）は、26年10月から定期接種になる予定です。

接種方法

①接種を希望される方は、受診前にあらかじめ協力医療機関へお申し込みください。
②希望される予防接種について協力医療機関の医師より説明を受け、協力医療機関から渡される予診票を記入してください。
③接種当日は、必ず母子健康手帳を持参して受診してください。

協力医療機関

協力医療機関名	ＴＥＬ	協力医療機関名	ＴＥＬ
秋田社会保険病院	52－3271	西　塚　医　院	54－1670
山本組合総合病院	52－3111	平　野　医　院	54－3181
石川こどもクリニック	52－8558	三　田　医　院	58－3858
ねもとクリニック	52－8777	山　須　田　医　院	54－3120
藤原こども医院	52－7241	わたなべ耳鼻咽喉科	55－2352
加　賀　医　院	54－8080	鹿渡内科医院	87－3030
金　田　医　院	73－2511	佐　藤　医　院	83－2326
木　村　医　院	52－2500	ドラゴンクリニック	85－4666
クリニック蒼きもり	74－5885	湖東総合病院	018－875－2100

◆問い合わせ先　三種町保健センター　TEL 83－5555

あきた結婚支援センターのご案内

「ステキな出会い　応援します」！

あきた結婚支援センターは、秋田県・県内全市町村・民間団体等が共同で設立した任意団体です。
県内３カ所で独身男女の出会いを支援するために、会員登録制によるマッチング（お見合い）や出会いイベントの情報発信などを行っています。また、結婚コーディネーター（専門スタッフ）が結婚に関する相談などを行っています。個人情報の管理も徹底しており、安心してご利用いただけます。

相談専用ダイヤル　0800-800-0413

ホームページ　http://www.sukoyaka-akita.com

あきた結婚支援センター（県内３カ所）

・北センター
大館市字中町５（旧正札竹村ビル２階）
開設時間　月～金　13：00～21：00
　　土～日　9：00～18：00
（完全予約制、年末年始を除く）

・中央センター
秋田市中通６－７－36（フォーラムアキタ１階）
開設時間　月～金　9：00～21：00
　　土～日　9：00～18：00
（完全予約制、年末年始を除く）

・南センター
横手市四日町６－８（横手市横手地域局向）
開設時間　月～金　13：00～21：00
　　土～日　9：00～18：00
（完全予約制、年末年始を除く）

町では４月から、結婚支援センターに入会を申し込まれた方へ、入会金（10,000円）の助成を行っています。

◆問い合わせ先　企画政策課　企画係　TEL 85－4817

Kokoro通信
みんなで考える心の健康づくり

こころちゃん

その言葉　１つで私 うれしいな
～25年度　小学生の部　入選標語～

冬場の元気づくり事業として『笑いヨガ』を開催しました！

県内初の「笑いヨガ」の講師として県内で活躍されている伊藤晴美先生。笑いの運動とヨガの呼吸法をとりいれた笑いヨガを開催し49名の参加者で会場は笑いに包まれました。

「作った笑い」と「本物の笑い」を身体は区別がつけられず生理学的に効果は全く同じであるという、科学的根拠に基づいているとのことでした。皆さん、１日を気持ちよく生活していくためにも、ぜひ１日１回は笑いましょう。

【笑いの効果】
・口角筋が鍛えられしわができにくい
・有酸素運動になる　　・体があたたまる
・脳が活性化される

ブラボー中谷さんのマジックとお話！心の健康づくり講演会を開催しました

３月６日、みたね大学閉講式後の学習会と合わせてブラボー中谷さんの講演会が行われました。この日は荒れ模様のお天気の中、閉講式出席者と一般参加者175名の笑い声が会場いっぱいに広がりました。

20代のサラリーマン時代に顎の複雑骨折をし入院していた頃、入院中の子供たちを笑顔にしたいと思ってマジシャンになったといういきさつなどを話されました。

◆ チーム山本　活動紹介 ◆

３月４日、山本地区　林崎自治会館で出前サロンを行いました。

この日、岩手県被災地の釜石市からボランティアグループ10人が会館を訪れ、林崎の方がたと昼食をまじえて交流しました。昼食は手作りの秋田名物きりたんぽが出されました。

その後のお楽しみ会では、チーム山本のみなさんの色いろな芸が披露され大盛り上がり！釜石市ボランティアの皆さんからは今日のおもてなしを忘れないで、自分たちにできることをがんばっていきたいとの感想が寄せられました。

◆問い合わせ先　三種町保健センター　TEL 83－5555

平成26年度から後期高齢者医療の保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は、２年ごとに改定されることになっております。平成26年度からの保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、５割軽減および２割軽減について対象が拡大されます。

また、保険料上限額についても変更となります。**改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成26年７月中旬ごろにみなさまに通知する予定です。**

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額＝均等割額＋所得割額（所得×所得割率）

均等割額→県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です

所得割額→加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

●保険料率は変更ありません

平成25年度まで				平成26年度から			
均等割額	39,710円	所得割率	8.07％	均等割額	39,710円	所得割率	8.07％

●均等割額の軽減措置（軽減割合は変更ありませんが、５割軽減及び２割軽減の対象が拡大されます）

世帯主および被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H25年度まで	均等割額 H26年度から
基礎控除額（330,000円）	8.5割	5,956円	5,956円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	９割	3,971円	3,971円
基礎控除額（330,000円）＋245,000円×被保険者の数	５割	19,855円	19,855円
基礎控除額（330,000円）＋450,000円×被保険者の数	２割	31,768円	31,768円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	９割	3,971円	3,971円

参考（改正前）

５割軽減「基礎控除額（330,000円）＋245,000円×被保険者の数（世帯主である被保険者を除く）」

２割軽減「基礎控除額（330,000円）＋350,000円×被保険者の数」

●所得割額の軽減措置（軽減割合は変更ありません）

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下 （年金収入のみの場合は153万円～211万円以下）	５割

●賦課限度額が変わります

	平成25年度まで	平成26年度から
賦課限度額	55万円	57万円

保険料率の算定について

２年ごとに改定される保険料率は「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費の今後の伸びや、被保険者数の推移により算定しております。算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介していますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

◆問い合わせ先　秋田県後期高齢者医療広域連合　業務課　TEL 018－853－7155
総務課　TEL 018－838－0610
ホームページ　：http://www.akita-kouiki.jp/ → 左枠「保険料について」内

消費税引き上げに伴い

町施設使用料等が変わります

本町では、消費税率が５％から８％に引き上げられる消費税法等の改正に伴い、町施設の使用料等を４月１日に改定することとしました。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。なお、町民、町内団体、町内学校等を対象とした施設使用料の減免制度につきましては、これまでどおりの運用となります。改定額など、詳しくは各担当課までおたずねください。

● 総務課行政係　☎85－4815 ●

４月１日に改定を行う町施設と対象料金の種類など		
NO.	対象料金	問い合わせ先
1	公用建物、町有地の使用料（自販機等）ほか	総務課管財係　☎85－4816
2	琴丘・山本公民館及び鵜川・浜口地区館使用料	教育委員会生涯学習課生涯学習係　☎87－2113
3	山本ふるさと文化館使用料	
4	八竜農村環境改善センター使用料	
5	小瀬川運動公園使用料 （業として行う写真等の撮影、興行にかかるもの）	
6	農村歌舞伎会館利用料（※）	
7	ことおか中央公園内の野球場（スカルパ）、 テニスコート、多目的広場、総合体育館使用料	教育委員会生涯学習課スポーツ係　☎87－2222
8	八竜運動公園使用料	
9	山本・八竜体育館使用料	
10	山本・八竜野球場使用料	
11	八竜多目的交流施設（ゆめすた）使用料	
12	八竜高齢者交流施設（さざなみ苑）部屋使用料	福祉課福祉係　☎85－2190
13	八竜共同福祉施設（ふれあいセンター）使用料	商工観光交流課商工係　☎85－4830
14	八竜商工会館使用料	
15	サンサンパークコテージ（房住山）コテージ利用料（※）	商工観光交流課観光交流係　☎85－4830
16	ぼうじゅ館、はねがわ湖水館利用料（※）	
17	琴丘体験学習物産館（サンバリオ）体験学習室、 テント設置スペース等利用料（※）	
18	山本観光物産センター利用料（※）	
19	女性・若者等活動促進施設（せいぶ館）使用料	農林課農政係　☎85－4826
20	沢目地区むらの生活館利用料（※）	
21	飯塚多目的集会施設利用料（※）	
22	川尻・鵜川・浜田・釜谷農村公園使用料 （業として行う写真等の撮影にかかるもの）	
23	道路占用料	建設課管理係　☎85－4820
24	楽しく集う青春館（鹿渡駅舎）ミニシアター、 コンサートホール使用料	琴丘総合支所地域振興係　☎87－2111
25	大沢、茨島、猿田ヒケノ沢の各牧場放牧料（馬）	琴丘総合支所地域整備係　☎87－2114
26	牡丹・勝平・沢部・ゆうタウン農村公園使用料 （業として行う写真等の撮影にかかるもの）	
27	中央すこやか館空き室使用料	琴丘総合支所地域生活係　☎87－3516

NO.	対　象　料　金	問　い　合　わ　せ　先
28	三倉鼻農村広場利用料（※） （業として行う写真等の撮影にかかるもの）	琴丘総合支所地域整備係　☎87－2114
29	山本コミュニティセンター（金陵の館、すいらんの館）使用料	山本総合支所地域振興係　☎83－2112
30	石倉山・森岳駅前公園使用料 （業として行う写真等の撮影、興行にかかるもの）	
31	山本就業改善センター使用料	
32	山本森林総合利用施設（石倉山）バンガロー、テント、架台使用料	
33	山本農村環境改善センター使用料	山本総合支所地域整備係　☎83－2113
34	惣三郎沼公園使用料 （業として行う写真等の撮影、興行にかかるもの）	
35	金岡地区農業担い手センター利用料（※）	
36	蛭沢多目的集会施設利用料（※）	
37	二ッ森・豊岡・長面・林崎・角助沼農村公園使用料 （業として行う写真等の撮影にかかるもの）	
38	志戸橋野地区活動拠点センター利用料（※）	
39	琴丘国民健康保険診療所（休止中）の医師が作成する各種文書手数料	健康推進課国保年金係　☎85－2137

注（※）印の利用料は、指定管理者制度により町施設の管理・運営を自治会または株式会社等が行っている施設の利用料で、管理者が利用料を徴収する際の上限額の見直しを行ったものです。

指定施設の不在者投票管理者の皆さまへ

不在者投票の公正な実施確保に向けた外部立会人選任等の手続きについて

県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（指定施設）においては、入院・入所者が病院長や施設長等の不在者投票管理者の下で投票を行うことができます。その際、**不在者投票の手続きの全般にわたって立会い、不在者投票が公正に行われるか監視する役割を持つのが立会人**です。立会いのないところで行われた不在者投票は無効となります。

選挙の公正な実施確保のための公職選挙法改正が行われました。

不在者投票における外部立会人の努力義務化

公職選挙法の改正により、指定施設の不在者投票管理者には、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられました。

外部立会人の選任等の手続き

指定施設の不在者投票管理者は、施設所在地の市町村選挙管理委員会と外部立会人の受け入れについて事前に連絡・調整し、選任の手続きを経て、外部立会人を立ち会わせて不在者投票を実施します。

外部立会人に要した経費支払いの手続き

市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を選任した場合は、外部立会人の立会に要した経費（外部立会人に支給した報酬等）について、所定の手続きを経て、不在者投票管理者に支払われます。

◆問い合わせ先　三種町選挙管理委員会（役場総務課内）TEL 85―4815

感動！長信田の森第4回演劇「親父の音魂」公演

３月９日、ふるさと文化館で第４回目となる長信田の森心療クリニックの舞台「親父の音魂」が公演されました。臨時席を設けたほか、立ち見も出るほどの人気ぶりで約450名が詰め掛け満員となりました。今回の舞台は、不登校や引きこもりを経験した若者たちが集う「長信田の森」そのもの。正に等身大の自分たちをリアルに伝え、観客の共感と感動を呼んでいました。

太鼓を通じて、途切れかけた親子の魂を繋ぐ物語で社会から引きこんでいた若者が、今度は演劇で観客の心を引きこんでいました。

▲熱い演技が心を打つ！

第2子・第3子誕生祝金贈呈　三種の大切な宝　～健やかな成長を～

２月28日、役場で第２子・第３子誕生祝金の贈呈式が行われました。

今回の出席者は、三村祐平さん・法子さん夫婦（達子）のお子さんで10月２日に生まれた祈愛（のあ）ちゃん、田崎真悟さん・香さん夫婦（塚ノ岱）のお子さんで10月31日に生まれた陽悠（ひゆう）ちゃん、畠山一也さん・世志乃さん夫婦（大曲）のお子さんで10月31日に生まれた葵丞（べえる）ちゃんです。

「周りから愛され、周りにも愛を与えられる子に」「太陽のように周りを明るくする子に」「兄弟仲良く助け合う、やさしい子に」育って欲しいなど、我が子の成長への思いを語ってくださいました。

広告
ここにクオーレがあって良かった　そういう存在であるために私達は誠心誠意、葬儀に取り組みます
みどりの会 会員募集中
● 入会金は一家族（一団体）10,000円のみ
※年会費・月会費等は一切ございません
● 多くの割引特典で安心してご利用下さい
事前相談などお気軽にお問合せ下さい（相談無料）

虹のホール クオーレみたね
三種町鵜川字北本田178
☎88-8011
年中無休　24時間受付
株式会社 ジェイエイ山本葬祭センター
ジェイエイ山本葬祭センター　検索
総合案内 ☎54-3004

保育園でお店屋さん！「おばあちゃんのお店」開店しました！

２月25日、山本地区更生保護女性の会（工藤悠子会長）の皆さんによる恒例行事、「おばあちゃんのお店」が開店しました。

これは、子育て支援の一環として、地域内の保育園を輪番制で移動販売しており、今年は金岡保育園で行われました。

近頃では、地域の「めへっこ」＝（お店）で少ない小遣いをやり繰りしながら駄菓子を購入する機会も少なく、このお店で子どもたちに楽しんでもらいながら、金銭感覚も養って欲しいと年に一回企画しています。

子どもたちは、手作りのお金で、好みの駄菓子やおもちゃを購入し、楽しんでいました。

▲楽しみながら、好みの品物を選んで購入

▲施設利用者へタオルを贈呈

施設のみなさんに喜んでもらいたい！釜谷かもめ会「清拭タオル寄贈」

３月13日釜谷かもめ会（牧野トミ会長）が特別養護老人ホーム美幸苑を訪れ、清拭タオルを贈呈しました。入所者の体を拭くために使用して欲しいとの思いで企画。同女性部会の会員13名がそれぞれ自宅からタオルを持ち寄り使いやすい大きさに加工しました。今年初めての試みで、今後も続けて行きたいと話しておりました。拡がれボランティア活動の輪。

「じゅんさいの匠」を認定！今後のＰＲ活動に期待！

町では今年度、国の「食のモデル地域」に認定され、その一環として「じゅんさいの匠」養成事業を実施しました。

この事業は、じゅんさいに関する歴史や基礎知識、じゅんさいを使った料理など全５回の勉強会を行い、その知識を習得された方々を「じゅんさいの匠」として認定するものです。

２月14日の認定式で、14名の方に認定証書が手渡されました。

匠のみなさんには、今後じゅんさいを広く語り継いでいただき、じゅんさいのＰＲをはじめ、ファン作りのためにご活躍されることを期待します。

▲認定記念に匠のみなさんで

広告
医療法人　秋田愛心会
ドラゴンクリニック
院長　奈　良　幸　雄
内科・外科・呼吸器内科・消化器内科・整形外科・小児科
〒018-2407　山本郡三種町浜田字上浜田１
TEL. 85-4666
水痘（みずぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふく）・風疹予防接種（風疹抗体検査）
窓口負担金無し 実施中です

ドラゴンクリニック
通所リハビリテーション 4/1より開設
退院後のリハビリテーション・心身機能の維持回復
9時から16時まで（送迎・入浴・昼食あります）
～ 短時間でも受けられます ～
●理学療法士による個別機能訓練
●リハビリマシンによる筋力アップ

生涯学習通信
せせらぎ
4月号

平成25年度 三種町スポーツ・文化栄誉賞授与式

２月22日、琴丘総合体育館で平成25年度三種町スポーツ・文化栄誉賞授与式が開催されました。今年度は教育委員会賞を29個人５団体が、奨励賞を18個人が受賞した他、特別賞を１団体が受賞しました。受賞者を代表して見上竜さん（八中３年）が謝辞を述べ、一層の活躍を誓いました。

スポーツ栄誉賞

◆教育委員会賞

◎個人の部

泉　　凱仁（秋田高校２年・卓球）
山田　小聖（能代高校２年・陸上）
鈴木　一馬（能代松陽高校３年・ソフトテニス）
伊藤　　咲（能代松陽高校１年・ソフトボール）
金子　栞南（能代松陽高校１年・空手道）
北林　愛美（能代松陽高校１年・空手道）
信太　賢也（能代工業高校２年・ウエイトリフティング）
高橋　燎平（能代工業高校１年・ウエイトリフティング）
児玉　璃生（能代工業高校２年・バスケットボール）
見上　　竜（八竜中学校３年・スキー）
渡邊　大夢（琴丘小学校４年・レスリング）
加藤　楓基（琴丘小学校３年・レスリング）
髙松　正琉（森岳小学校６年・バドミントン）
平川　弥國（湖北小学校２年・空手道）
清水　裕奈（金岡小学校６年・水泳）
三村　好人（三種町ソフトテニス協会・ソフトテニス）
土橋　敏拓（三種町ソフトテニス協会・ソフトテニス）
小玉　知孝（三種町バウンドテニス協会・バウンドテニス）
工藤真紀子（三種町ボウリング協会・ボウリング）
近藤　範夫（三種町ボウリング協会・ボウリング）
工藤　茂尚（三種町卓球協会・卓球）
藤原　和朋（一般・ウエイトリフティング）

◎団体の部

＊三種体協琴丘バスケットボールチーム（バスケットボール）
＊三浦薬品スピリッツ（軟式野球）
＊琴丘ＤＳステップ・ホップ（６年生チーム・綱引）
＊琴丘ＤＳステップ（５年生チーム・綱引）

◆奨励賞

◎個人の部

銭谷津勢子（三種町卓球協会・卓球）
清水　洋子（三種町卓球協会・卓球）
加賀谷義信（三種町卓球協会・卓球）
田中　　健（一般・陸上）
近藤猪八郎（一般・陸上）
歩仁内則男（一般・陸上）
板垣　雄平（一般・卓球）
袴田　一男（一般・陸上）
板倉　照雄（一般・陸上）
加藤　　匠（一般・ボウリング）
七尾　重樹（一般・陸上）
渡辺　末光（一般・陸上）
斉藤　清子（一般・陸上）
飯沢栄利子（一般・陸上）

文化栄誉賞

◆教育委員会賞

◎個人の部

鎌田　裕也（能代工業高校２年・無線）
渡部　史明（能代高校３年・吹奏楽）
金山　真紀（能代高校２年・吹奏楽）
珍田　佳奈（能代高校２年・吹奏楽）
柴田　恵汰（能代松陽高校３年・珠算）
三浦　怜奈（能代松陽高校１年・書道）
加賀谷裕樹（浜口小学校１年・絵画）

◎団体の部

浜口小学校（学校緑化コンクール）

◆奨励賞

◎個人の部

金子　華与（能代松陽高校２年・書道）
加藤　佳穂（秋田西高校３年・吹奏楽）
佐々木一成（下岩川小学校４年・作文）
川田　知生（琴丘中学校２年・作文）

◆特別賞

八竜中学校（野球部）

栄光 マレットゴルフ協会

２月26日、秋田キャッスルホテルで、秋田県のスポーツ振興に尽力した個人・団体に贈られる「平成25年度秋田県スポーツ賞」の表彰式が行われました。県体育協会（鈴木洋一会長）主催によるもので、三種町からは三種町マレットゴルフ協会が生涯スポーツ賞を受賞しました。おめでとうございます。

学校検討委員会 答申

２月24日、学校検討委員会から教育委員会へ、児童・生徒の減少に伴う学校の在り方について答申されました。同委員会は今後の児童生徒数の推移・地域の実情及び町の財政状況などをもとに、子どもたちの育成のためには教育環境を整えることが重要であり、平成20年に策定された「三種町立学校の再編整備計画」を基に対応されることを望む、としています。

平成26年度 三種町奨学生募集

町では、高校・専門学校・大学等の学生を対象に奨学生を募集します。

★今年度から貸付月額が引き上げられました。 ★入学初年度に限り、入学一時金の貸付制度が新設されました。

▶貸 与 額

専門学校・短大・大学
月額５万円以内、入学一時金30万円以内

高専４～５年
月額５万円以内

高専１～３年
月額３万円以内、入学一時金10万円以内

高　校
月額２万円以内、入学一時金10万円以内

▶償　　還 10年以内

▶利　　息 無利息

▶応募資格
- 身体強健かつ品行方正であり、学業成績が優良であること。
- 在学校長が奨学生として推薦した者。
- 町内に居住する者の子弟であること。
- 学資金の支弁が困難な家庭であること。

▶受付期間 **４月１日（火）から４月30日（水）まで**

※規則の一部改正により、様式等に変更がありますのでご注意ください。
※申請等の様式は町ホームページでダウンロードできる他、教育委員会、山本・八竜公民館窓口に備え付けています。

◆問い合わせ・申込み先　教育委員会　総務学事課　TEL 87－2115

校舎修繕ボランティア

３月２日、八竜建設技能組合（檜森三喜男組合長）が八竜地域２小中学校で校舎修繕のボランティアを行いました。このボランティアは約50年前から行われているものです。

今年は組合員が八竜中・浜口小の２校に分かれ、廊下のペンキ塗り・更衣室の棚の補修・教室の仕切板撤去等の作業を行いました。組合員はベテランの技で丁寧に学校を補修していました。毎年ありがとうございます。

給食食材放射性物質 検査結果

検査日時	３月12日　午後２時
検査場	能代西高校
品目	小松菜
産地	三種町
使用調理場名	三種町学校給食センター
セシウム 134	測定下限値未満
セシウム 137	測定下限値未満

※測定下限値＝10ベクレル
三種町ではこれからも、安心安全な給食を子どもたちに提供していきます。

ソチA(大谷地)が3連覇！ 8人制バレーボール大会

２月16日、第６回三種町８人制バレーボール大会が琴丘総合体育館で開催されました。町内各地域から33チームが参加し、老若男女が熱戦を繰り広げました。

地域住民の交流と親睦、運動不足解消を図るために始まり６年目を迎えた今大会。予選リーグの後に決勝トーナメントが行われ、外の寒さを忘れるほどの白熱した試合に会場からは大きな歓声があがっていました。

大会結果

- 優　勝　ソチＡ（大谷地）
- 準優勝　浜田Ａ
- ３　位　大口Ａ、林崎

第８回 三種町音楽演奏会

２月16日、山本ふるさと文化館で恒例の三種町音楽演奏会が開催されました。秋田大学吹奏楽団と町内３中学校吹奏楽部の合同演奏が楽しめる人気公演で、今年は300人を超す来客を迎え会場は満席状態でした。

大学生の迫力ある演奏や中学生の賑やかで軽快な演奏、そして両者の息の合った合同演奏で客席は大盛り上がり。J-POPベストヒッツメドレーやパート楽器紹介等、躍動感あるステージに客席から大喝采を浴びていました。

平成25年度 みたね大学閉講式

３月６日、ふるさと文化館でみたね大学閉講式が行われました。コース別学習会と全体学習会の両方全てに出席した受講者にダブル皆勤賞が、コース別学習会を全て出席された方に皆勤賞が授与されました。

閉講式後はマジシャン・ブラボー中谷さんによる「心の健康づくり講演会」が開かれました。ブラボーさんがマジシャンとして経験してきた印象深い出来事のお話を聞いたり、得意のユーモア溢れるマジックを楽しんだりと、賑やかに１年間の大学生活を締めくくりました。

冬の観劇 リキノスケ、走る！

２月19日、みたね大学特別企画として、劇団わらび座ミュージカル『リキノスケ、走る！』を観劇しました。鹿渡出身の俳優、近藤真行さん主演のミュージカルということもあり、たくさんの学生が参加しました。楽しくも奥深い物語に心を打たれ、最後はみたね大学から近藤さんへ花束をプレゼントしたり記念撮影をしたりと、楽しい観劇ツアーになりました。

三種町山本地域スポーツクラブ 会員募集!!

三種町山本地域スポーツクラブでは、日常生活の中にスポーツを取り入れていただくために、平成26年度次のとおりスポーツサークルを開設します。皆さんお気軽にご参加ください。

開設するサークル

❶定例ウオーキング

４月から12月まで、毎月第１、第３水曜日に角助沼周回コースで実施します。

山本体育館に集合して、午前９時にスタートします。（雨天時は、山本体育館で行います。）

❷移動ウオーキング

６月から10月まで月１回程度、県内のウオーキングコースに出かけます。詳細については、５月に開催するウオーキングサークル総会で決定します。

※平成25年度実績（秋ノ宮・岳岱自然観察林・獅子ヶ鼻湿原・桃洞の滝等）

❸ミニテニス１

毎週水・金曜日、午前９時30分～11時30分まで山本体育館で活動します。

❹ミニテニス２

毎週木曜日、午後７時～９時まで山本体育館で活動します。

※各種スポーツクラブの交流大会があります。

❺グラウンドゴルフ

毎週水・金曜日、午前９時～午後３時まであめふらんどで活動します。

※年５回の交流大会があります。

◆左記サークルの他に、ヨーガ教室、野球交流大会、８人制バレーボール交流大会等を計画します。詳細につきましては、その都度お知らせします。

- **申込受付**　４月１日より随時受付を開始します。
- **申込方法**　加入する方は、年会費・保険料（希望する方）を添えて、山本体育館（83−2693）に申し込んでください。
  ※月曜は休館日です。
  ※申込の際に、加入するサークルをお知らせください。
- **年 会 費**　1,000円（複数申し込んでも会費は変わりません。）
- **保 険 料**　❶、❸、❹、❺のサークルに加入の方は、保険加入をお勧めします。
  65歳未満の方　年間掛金：1,850円
  65歳以上の方　年間掛金：1,000円
  （年齢は、H26.４.１現在）

◆連絡先　山本地域スポーツクラブ事務局：後藤
（琴丘総合体育館内：87−2222）

華やかに つるしびな展

琴丘地域拠点センターで、琴丘地域有志制作による「つるしびな」の展示が行われており、来館者の目を楽しませています。４月10日まで展示されていますのでぜひご来館ください。

生涯学習に関する申し込み・問い合わせ先

- **教育委員会**
  総務学事課 総務係・学事係（琴丘総合支所内）　TEL 87−2115
  生涯学習課 生涯学習係（琴丘総合支所内）　TEL 87−2113
  生涯学習課 スポーツ係（琴丘総合体育館内）　TEL 87−2222
- **琴丘公民館**　TEL 87−3232
- **山本公民館**　TEL 83−2354
- **八竜公民館**　TEL 85−2177

聞こえのシンポジウム開催のお知らせ

秋田大学病院人工内耳手術者の会「かたらいの会」主催により市民公開講座「聞こえのシンポジウム」を開催します。障がいの有無に関係なく、どなたでも参加できますので、ご友人やお知り合いをお誘いのうえ、ぜひご来場ください。

日　時　4月12日　13：00～16：00
会　場　にぎわい交流館ＡＵ　2Ｆ アート工房
内　容
○講演：重度難聴も人工内耳で克服
○講演：聴力補助具を用いた残存聴力の有効活用
○講演：人工内耳の仲間たち
○人工内耳装用者の体験発表、個別相談　ほか

◆問い合わせ先
かたらいの会　代表：草皆　TEL 018－852－2047

おとも苑からのお知らせ

いきいき学習（陶芸教室・歌謡教室）は年齢を問わず一般の方がたが自由に参加できる教室です。

● 4月８日　陶芸教室　10：00～15：00
● 4月26日　歌謡教室　13：00～16：00
休館日　7、14、21、28、30日

◆お問い合わせ先
高齢者交流センターおとも苑　TEL 58－5295

４月納付分から協会けんぽの介護保険料率が上がります

協会けんぽ秋田支部は、主に中小企業にお勤めの従業員とそのご家族約33.6万人（県民の３人に１人）が加入する健康保険です。健康保険料率は今回据え置きとなりますが、40歳から64歳までの方に対する介護保険料率は介護給付費の増加に伴い、1.72％（前年度1.55％）に引き上げとなります。

例）月収30万円の方の介護保険料は255円増。
※任意継続被保険者の方は、事業主負担分も加わります。

◆問い合わせ先
協会けんぽ秋田支部　TEL 018－883－1841

医療法人正和会　介護職員初任者研修

研修日程　５月７日～９月19日
研修会場　医療法人正和会（潟上市昭和）
受講対象
①福祉の職場に就労を希望し、資格取得を目指す方。
②ボランティアとしての福祉活動を希望する方。
③高齢者を抱え、介護の知識を必要としている方。
④満55歳以下の方。
募集人員　60人　受講料…45,000円
申込期間　４月１日～４月30日

◆問い合わせ先
医療法人正和会　玉井　TEL 018－877－7110

職業訓練の希望者を募集

● オフィスワーク事務科（定員…15人）
期　間　５月29日～８月28日
場　所　能代文化学院
募　集　４月30日まで

● 情報ビジネス基礎科（定員…15人）
期　間　６月24日～９月22日
場　所　能代文化学院
募　集　５月28日まで

◆問い合わせ先
ハローワーク能代　TEL 54－7311

防災学習館リニューアルオープン

由利本荘市岩城にある県消防学校の疑似体験施設が、３月１日に防災学習館としてリニューアルオープンしました。施設には、防災シアター、防災図書などのライブラリー、遊びながら防災知識が身につくＱ＆Ａコーナーが新たに配置されたほか、地震体験、消火体験など、より高機能となっていますのでぜひご利用ください。

開館時間　午前９時～午後４時
休 館 日　年中無休（12月29日～１月３日除く）
入 館 料　無料（団体で利用する場合は予約が必要）

◆問い合わせ先
秋田県防災学習館　TEL 0184－73－3005

広告
内科・外科・消化器内科
クリニック蒼きもり
『キセノン光治療器』を導入しました。
・・・患部の血行促進・痛みの緩和などの治療ができます

診療時間	月	火	水	木	金	土	日･祝祭日
9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	休診
14:00～18:00	○	○	○	○	○	休診	休診

通院にお困りの方はご相談ください。
0185-74-5885
〒018-2407 三種町浜田字東浜田137-1
院長：東海林茂樹

「田舎ぐらし大学みたね」からのお知らせ

発足３周年となる三種町グリーン・ツーリズム推進協議会は、このたび「田舎ぐらし大学みたね」に名称変更し、これまでの農体験や民泊受入れに加え、町全体をキャンパスととらえて、さまざまな活動を展開していくことになりました。

仲間を増やしたいなど、ご興味のお持ちの方は商工観光交流課（TEL 85−4830）までお問合せください。

十割蕎麦打ち体験

４月13日　午前の部　９：30〜12：00　５名
　　午後の部　13：30〜16：00　５名
場　所…琴丘地域拠点センター　調理室
体験料…1,500円（お持ち帰り有り）
　　エプロン、三角巾持参

貝殻や浜辺のガラス片のクラフトアート

４月27日　９：00〜12：00　10名
場　所…琴丘地域拠点センター　調理室
体験料…1,000円（材料込）

◆問い合わせ・申し込み先
田舎ぐらし大学みたね　笹村　TEL 83−3382

海上保安学校学生採用試験のご案内

受付期間

郵送または持参の場合…４月１日〜４月４日
インターネットの場合…４月１日〜４月８日
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

試験の区分　船舶運航システム課程

採用予定人数等

受験資格、採用予定人数、願書送付先等、詳しくはホームページでご確認ください。

◆問い合わせ先
秋田海上保安部管理課　TEL 018−845−1621
http://www.kaiho.mlit.go.jp/saiyou/bosyu/

司法書士総合相談センター能代〜無料相談会〜

相談内容

不動産・会社・法人の登記、多重債務、成年後見等

面談による相談

毎月先着順に８件まで（事前に予約が必要）

予約締切　前週金曜日の午後３時

開催日　４月９日　15：00〜17：00
　５月14日　17：00〜19：00
　６月11日　17：00〜19：00

場　所　能代商工会館（能代市元町11−7）

◆問い合わせ先
秋田県司法書士会　TEL 018−824−0187

湖東厚生病院（現：湖東総合病院）５月１日 開院のお知らせ

湖東総合病院は、３月末までの完成を目標に新病院の新築工事を進めており、５月１日からは**「湖東厚生病院」**として新病院での診療を開始します。

当院では平成22年12月から病棟を全面休床しておりましたが、新病院の開院と同時に５月１日から入院患者の受け入れを再開いたします。

なお、開院に伴う移転作業のため、4月28日〜30日は病院全面休診となります。また、開院当初は大変な混雑が予想され、患者様を長時間お待たせする場合があります。患者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、どうかご理解とご協力をお願いいたします。

一般公開見学会

４月20日（日）　10：00〜14：00
申込みは不要です。地域の皆さまどなたでもご見学いただけます
※上履きをご持参ください（スリッパ等）
※お車でお越しの方は、誘導スタッフの指示に従ってご駐車ください。

病 床 数

100床（一般56床、リハビリテーション44床）

標 榜 科

内科、消化器内科、循環器内科、小児科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、精神科

特殊外来

めまい外来、リウマチクリニック、小児科予防接種、学童クリニック

第12回秋田県障がい者スポーツ大会

大会会場等　８月30日

水　泳	秋田県立総合プール
アーチェリー	秋田県勤労身体障がい者スポーツセンター
卓　球	秋田市立体育館サブアリーナ
ｻｳﾝﾄﾞﾃｰﾌﾞﾙﾃﾆｽ	秋田県心身障がい者総合福祉センター
ボウリング	ボウルジャンボ秋田
ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ(精神障がい)	秋田県立体育館メインアリーナ

大会会場等　９月13日

陸上競技	秋田県立中央公園陸上競技場
フライングディスク	秋田県立中央公園球技場

申込方法

４月28日より市町村の障がい福祉担当課にて要項や申込関係書類の配布を開始します。

申込締切　５月30日

◆問い合わせ先
秋田県障がい者スポーツ協会
TEL 018−864−2750

4月 主な行事

町の人口と世帯数

●人　口　18,499人（－44）
【男】　8,604人（－11）
【女】　9,895人（－33）
●世帯数　7,014戸（－ 8）
※平成26年２月末現在、（ ）内前月比

日	曜日	行事名
1	火	新入園児をお祝いする会（9:30～浜口・鵜川保育園）
2	水	
3	木	
4	金	新しいお友だちを迎える会（10:00～琴丘・下岩川・森岳・金岡保育園）
5	土	
6	日	春の全国交通安全運動（～15日）
7	月	小学校入学式（10:00～各小学校） 中学校入学式（13:30～各中学校）
8	火	３歳児健診（三種町保健センター） 健康相談・コーヒーサロン（9:30～11:30山本公民館） わくわくひろば「みんな友だち」（9:30～琴丘中央すこやか館）
9	水	メロンキッズひろば「ようこそ！メロンキッズひろばへ」（9:30～八竜改善センター）
10	木	ドラえもん広場「ようこそ保育園へ！」（9:30～森岳保育園）
11	金	
12	土	
13	日	普通救命講習の日
14	月	
15	火	琴丘地域行政相談所開設（10:00～12:00ひまわりセンター） 健康相談・コーヒーサロン（9:30～11:30金陵の館） わくわくひろば「元気に遊びましょう」（9:30～琴丘保育園）
16	水	八竜地域行政相談所開設（10:00～12:00八竜ふれあいセンター） 山本地域行政相談所開設（10:00～12:00山本公民館） メロンキッズひろば「お散歩しよう」（10:00～八竜改善センター）
17	木	乳児健診（三種町保健センター） ドラえもん広場「すくすく発育測定」（9:30～森岳保育園）
18	金	がん患者の集い（13:30～三種町保健センター）
19	土	
20	日	
21	月	春の地域安全運動（～25日）
22	火	わくわくひろば「鯉のぼり作り」（9:30～琴丘保育園）
23	水	
24	木	健康相談・おしゃべりサロン（13:30～15:30八竜改善センター） ドラえもん広場「こいのぼりを作ろう！」（9:30～森岳保育園） メロンキッズひろば「こいのぼりを作ろう」（9:30～八竜改善センター）
25	金	２歳児歯科健診（三種町保健センター） 健康相談・コーヒーサロン（9:30～11:30すいらんの館）
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	昭和の日
30	水	

編集後記

３月25日に人事異動の発表があり、このたび福祉課へ異動することとなりました。
広報みたねを担当して丸５年、この間にはテレビの地デジ化や政権交代、東日本大震災などいろんな出来事があったなぁとしみじみ思います。これからは福祉分野でみなさんにお会いすることとなりますので宜しくお願いします。また、広報みたね５年間のご愛読、ありがとうございました。　（よ）

編集発行：三種町企画政策課　〒018-2401 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8番地　TEL 0185－85－4818　FAX 0185－85－2178
URL http://www.town.mitane.akita.jp　E-mail mitane@town.mitane.akita.jp　印刷：㈱八郎潟印刷